

西宮市国民保護計画の変更報告の件

西宮市国民保護計画を次のように変更したので報告する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

(参考1)

○変更理由

「国民の保護に関する基本指針」の変更及びそれに基づく「兵庫県国民保護計画」が変更されたため。

(参考2)

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
(市町村の国民の保護に関する計画)

第35条

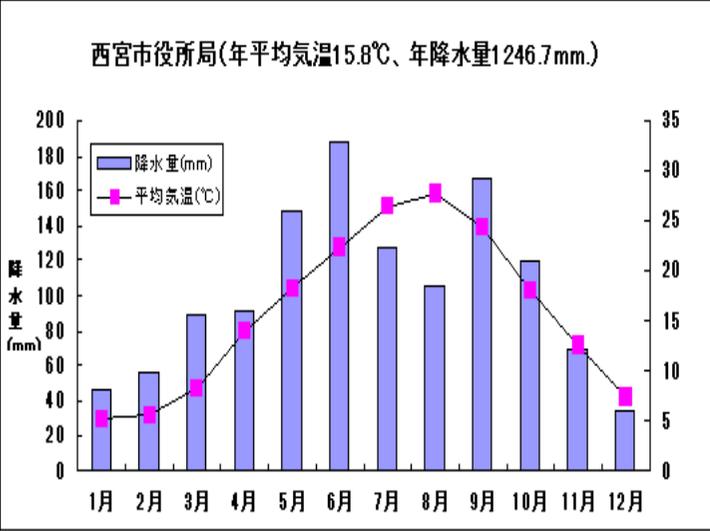
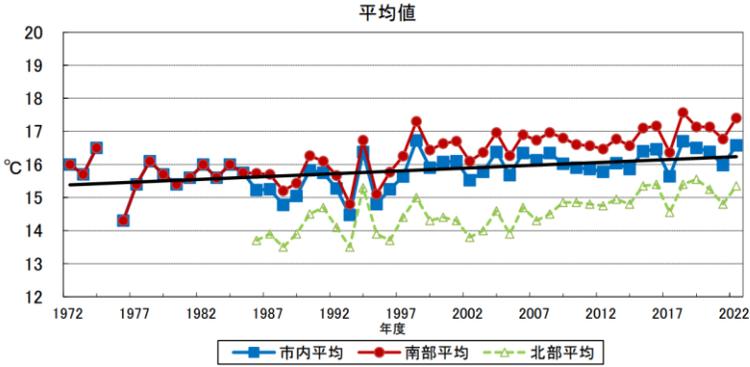
- 6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 8 第3項から前項までの規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第5項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由														
1-1	<p>第1章 計画の趣旨</p> <p>1 計画作成に当たっての基本的考え方</p> <p>(4) 阪神・淡路大震災等の教訓の反映</p> <p>武力攻撃事態への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、市民の安全を確保するための方策においては共通する部分も多いことから、計画の作成に当たっては、備えの大切さなど阪神・淡路大震災をはじめとする様々な危機事案における教訓を踏まえた地域防災計画等に基づくこれまでの取組の蓄積を最大限に取り入れるとともに、地域防災計画との整合を図るよう努める。</p>	<p>第1章 計画の趣旨</p> <p>1 計画作成に当たっての基本的考え方</p> <p>(4) 阪神・淡路大震災等の教訓の反映</p> <p>武力攻撃事態への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、市民の安全を確保するための方策においては共通する部分も多いことから、計画の作成に当たっては、備えの大切さなど阪神・淡路大震災をはじめとする様々な危機における教訓を踏まえた地域防災計画等に基づくこれまでの取組の蓄積を最大限に取り入れるとともに、地域防災計画との整合を図るよう努める。</p>	西宮市危機管理指針の表現に合わせた変更														
1-4	<p>第2章 基本方針</p> <p>6 高齢者、障害のある人などへの配慮及び国際人道法的确な実施</p> <p>市は、保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、市は、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法的确な実施を確保する。</p>	<p>第2章 基本方針</p> <p>6 高齢者、障害のある人、外国人などへの配慮及び国際人道法的确な実施</p> <p>市は、保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害のある人、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、市は、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法的确な実施を確保する。</p>	兵庫県国民保護計画の表現に合わせた変更														
1-7	<p>第3章 関係機関等の役割分担及び連絡先</p> <p>1 関係機関等の役割分担</p> <p>【指定地方行政機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>役割分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿管区警察局</td> <td> 1 管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制 </td> </tr> <tr> <td>近畿総合通信局</td> <td> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 </td> </tr> <tr> <td>近畿財務局</td> <td> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	役割分担	近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制	近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成	近畿財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示	<p>第3章 関係機関等の役割分担及び連絡先</p> <p>1 関係機関等の役割分担</p> <p>【指定地方行政機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>役割分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方整備局</td> <td> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 </td> </tr> <tr> <td>西宮海上保安署</td> <td> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	役割分担	近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧	西宮海上保安署	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置	表現の精査
機関の名称	役割分担																
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制																
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成																
近畿財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示																
機関の名称	役割分担																
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧																
西宮海上保安署	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置																

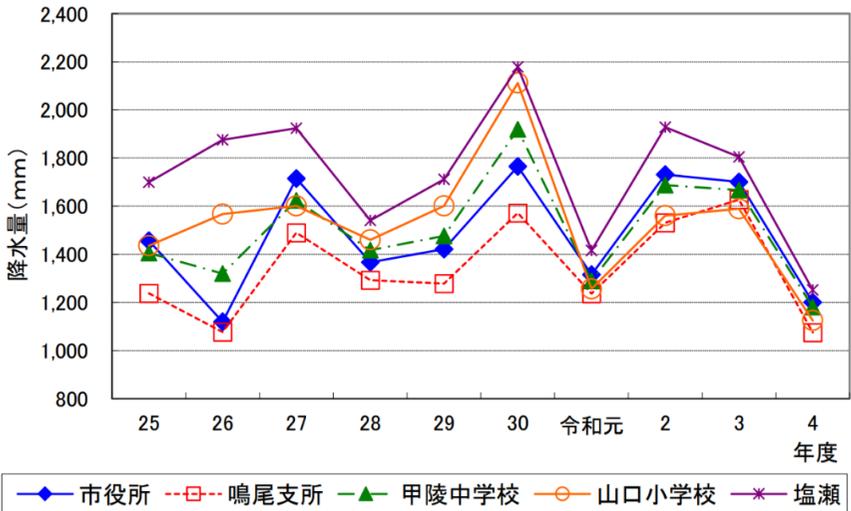
頁	現行（旧）		変更案（新）	変更理由
	神戸財務事務所	3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会		
	近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供		
	兵庫労働局	1 被災者の雇用対策		
	近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧		
	近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給		
	近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興		
	中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策		
	近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧		
	近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安		
	神戸地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供		
	西宮海上保安署	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置		
	近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集		

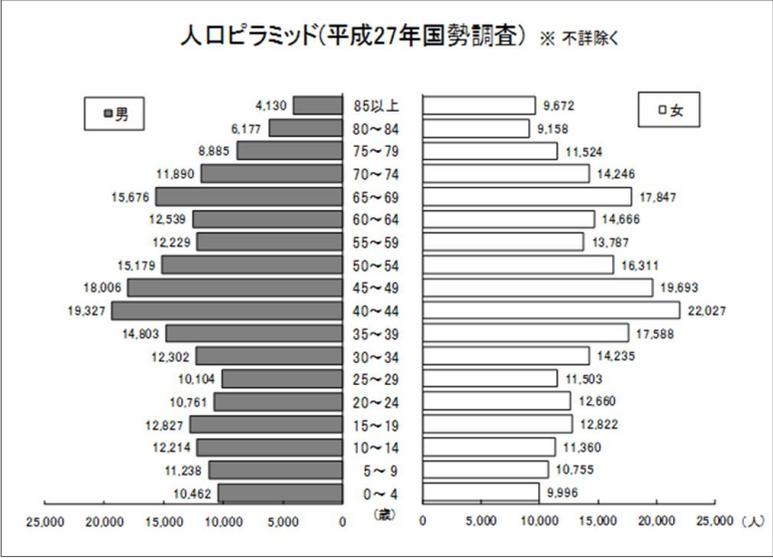
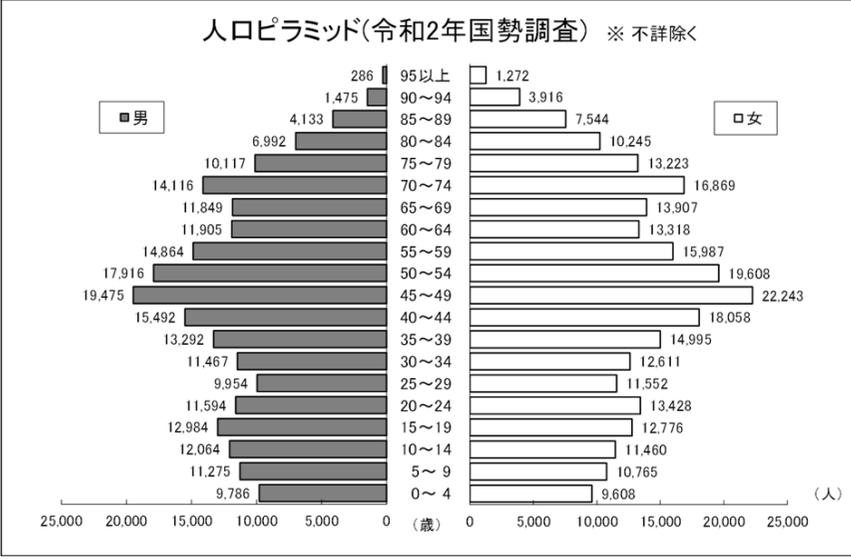
頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由																																																				
	<p>【指定公共機関等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>役割分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[放送事業者]</td> <td>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（指定公共機関）日本放送協会（神戸放送局）、朝日放送㈱、 （株）毎日放送、関西テレビ放送㈱、讀賣テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）（株）サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、 （株）ラジオ関西、</td> </tr> <tr> <td>[運送事業者]</td> <td>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保</td> </tr> <tr> <td>① バス事業者 （指定公共機関）西日本ジェイアールバス㈱、日本交通㈱、 阪急バス㈱、阪神バス㈱、</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、 福山通運㈱、ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県トラック協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[電気通信事業者]</td> <td>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（指定公共機関）西日本電信電話㈱（兵庫支店）、KDDI㈱、ソフトバンク㈱ （株）NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱</td> </tr> <tr> <td>[電気事業者]</td> <td>1 電気の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（指定公共機関）関西電力㈱、電力広域的運営推進機関</td> </tr> <tr> <td>[ガス事業者]</td> <td>1 ガスの安定的な供給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（指定公共機関）大阪ガス㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県LPガス協会</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	役割分担	[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送		（指定公共機関）日本放送協会（神戸放送局）、朝日放送㈱、 （株）毎日放送、関西テレビ放送㈱、讀賣テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）（株）サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、 （株）ラジオ関西、	[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	① バス事業者 （指定公共機関）西日本ジェイアールバス㈱、日本交通㈱、 阪急バス㈱、阪神バス㈱、		② 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱		③ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、 福山通運㈱、ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県トラック協会		[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い		（指定公共機関）西日本電信電話㈱（兵庫支店）、KDDI㈱、ソフトバンク㈱ （株）NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱	[電気事業者]	1 電気の安定的な供給		（指定公共機関）関西電力㈱、電力広域的運営推進機関	[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給		（指定公共機関）大阪ガス㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県LPガス協会	<p>【指定公共機関等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>役割分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[運送事業者]</td> <td>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保</td> </tr> <tr> <td>① バス事業者 （指定公共機関）阪急バス株式会社、阪神バス株式会社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道株式会社（兵庫支社）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ トラック事業者 （指定公共機関）日本通運株式会社（神戸支店）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[電気通信事業者]</td> <td>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（指定公共機関）西日本電信電話株式会社（兵庫支店）</td> </tr> <tr> <td>[電気事業者]</td> <td>1 電気の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（指定公共機関）関西電力送配電株式会社（阪神配電営業所）</td> </tr> <tr> <td>[ガス事業者]</td> <td>1 ガスの安定的な供給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（指定公共機関）大阪ガスネットワーク株式会社（兵庫事業部）</td> </tr> <tr> <td>[病院その他の医療機関]</td> <td>1 医療の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般社団法人西宮市医師会</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	役割分担	[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	① バス事業者 （指定公共機関）阪急バス株式会社、阪神バス株式会社		② 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道株式会社（兵庫支社）		③ トラック事業者 （指定公共機関）日本通運株式会社（神戸支店）		[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い		（指定公共機関）西日本電信電話株式会社（兵庫支店）	[電気事業者]	1 電気の安定的な供給		（指定公共機関）関西電力送配電株式会社（阪神配電営業所）	[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給		（指定公共機関）大阪ガスネットワーク株式会社（兵庫事業部）	[病院その他の医療機関]	1 医療の確保		一般社団法人西宮市医師会	
機関の名称	役割分担																																																						
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送																																																						
	（指定公共機関）日本放送協会（神戸放送局）、朝日放送㈱、 （株）毎日放送、関西テレビ放送㈱、讀賣テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）（株）サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、 （株）ラジオ関西、																																																						
[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保																																																						
① バス事業者 （指定公共機関）西日本ジェイアールバス㈱、日本交通㈱、 阪急バス㈱、阪神バス㈱、																																																							
② 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱																																																							
③ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、 福山通運㈱、ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県トラック協会																																																							
[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い																																																						
	（指定公共機関）西日本電信電話㈱（兵庫支店）、KDDI㈱、ソフトバンク㈱ （株）NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱																																																						
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給																																																						
	（指定公共機関）関西電力㈱、電力広域的運営推進機関																																																						
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給																																																						
	（指定公共機関）大阪ガス㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県LPガス協会																																																						
機関の名称	役割分担																																																						
[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保																																																						
① バス事業者 （指定公共機関）阪急バス株式会社、阪神バス株式会社																																																							
② 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道株式会社（兵庫支社）																																																							
③ トラック事業者 （指定公共機関）日本通運株式会社（神戸支店）																																																							
[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い																																																						
	（指定公共機関）西日本電信電話株式会社（兵庫支店）																																																						
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給																																																						
	（指定公共機関）関西電力送配電株式会社（阪神配電営業所）																																																						
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給																																																						
	（指定公共機関）大阪ガスネットワーク株式会社（兵庫事業部）																																																						
[病院その他の医療機関]	1 医療の確保																																																						
	一般社団法人西宮市医師会																																																						

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由																		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="152 236 392 268">日本郵便（株）</td> <td data-bbox="392 236 1003 268">1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 292 392 323">[病院その他の医療機関]</td> <td data-bbox="392 292 1003 323">1 医療の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="152 339 1003 403"> （指定公共機関）（独）国立病院機構 （指定地方公共機関）（一社）兵庫県医師会 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="152 427 1003 459">【その他関係機関】</td> </tr> <tr> <th data-bbox="152 467 392 499">機関の名称</th> <th data-bbox="392 467 1003 499">役割分担</th> </tr> <tr> <td data-bbox="152 523 392 555">[放送事業者]</td> <td data-bbox="392 523 1003 555">1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。） の内容並びに緊急通報の内容の放送協力</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="152 579 1003 643"> さくら FM(株)、(株)ベイ・コミュニケーションズ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 667 392 699">[病院その他の医療機関]</td> <td data-bbox="392 667 1003 699">1 医療の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="152 715 1003 778"> （一社）西宮市医師会 </td> </tr> </table>	日本郵便（株）	1 郵便の確保	[病院その他の医療機関]	1 医療の確保	（指定公共機関）（独）国立病院機構 （指定地方公共機関）（一社）兵庫県医師会		【その他関係機関】		機関の名称	役割分担	[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。） の内容並びに緊急通報の内容の放送協力	さくら FM(株)、(株)ベイ・コミュニケーションズ		[病院その他の医療機関]	1 医療の確保	（一社）西宮市医師会			
日本郵便（株）	1 郵便の確保																				
[病院その他の医療機関]	1 医療の確保																				
（指定公共機関）（独）国立病院機構 （指定地方公共機関）（一社）兵庫県医師会																					
【その他関係機関】																					
機関の名称	役割分担																				
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。） の内容並びに緊急通報の内容の放送協力																				
さくら FM(株)、(株)ベイ・コミュニケーションズ																					
[病院その他の医療機関]	1 医療の確保																				
（一社）西宮市医師会																					
1-8	<p>第3章 関係機関等の役割分担及び連絡先</p> <p>2 関係機関等の連絡先</p> <p><u>内閣官房、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、県地方機関、市町、消防機関、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。</u> <u>なお、関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。</u></p> <p>[資料2-9 災害関係機関所在地・電話一覧]</p>	<p>第3章 関係機関等の役割分担及び連絡先</p> <p>2 関係機関等の連絡先</p> <p>関係機関の連絡先については、資料編に記載する。 [資料2-9-1 所在地・連絡窓口一覧]</p>	<p>表現の精査 項目名・項目番号の 変更</p>																		

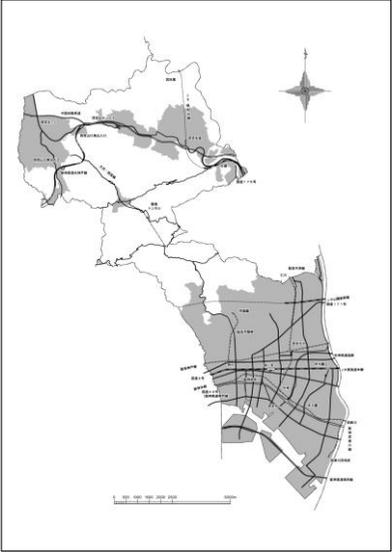
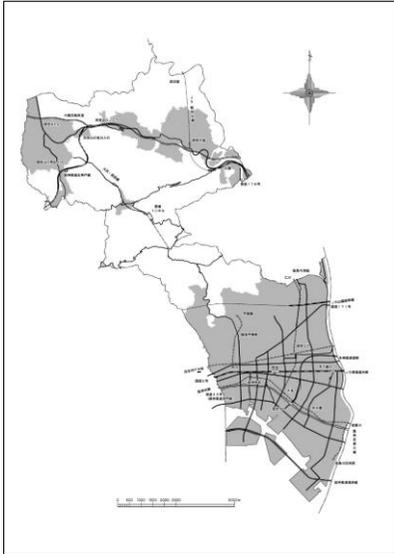
頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由																																																																																							
1-11	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>2 気候</p> <p>本市は、地形上南北に長く、その中央部を六甲山系が横断しているため、気象条件は、山間部に属する北部地域と、大阪湾に臨む南部地域とではやや異なるが、その特性は概ね瀬戸内海気候を示し、晴天が多く、温暖な気候となっている。</p> <p>年間降雨量は、1,000mmから1,500mm程度であり、多くはない。年間平均気温は、南部地域では15.8℃であり、北部地域は標高差もあり14.1℃となっている。</p> <p>【市内の気象観測所における平均気温と降水量（1986～2005年の平均値）】</p>  <p>西宮市役所局(年平均気温15.8℃、年降水量1246.7mm)</p> <table border="1"> <caption>西宮市役所局の月別気象データ (1986-2005年平均)</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>降水量 (mm)</th> <th>平均気温 (℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td>45</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>2月</td><td>55</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>3月</td><td>85</td><td>11.5</td></tr> <tr><td>4月</td><td>90</td><td>15.5</td></tr> <tr><td>5月</td><td>145</td><td>21.5</td></tr> <tr><td>6月</td><td>185</td><td>25.5</td></tr> <tr><td>7月</td><td>125</td><td>28.5</td></tr> <tr><td>8月</td><td>105</td><td>30.5</td></tr> <tr><td>9月</td><td>165</td><td>27.5</td></tr> <tr><td>10月</td><td>115</td><td>22.5</td></tr> <tr><td>11月</td><td>70</td><td>16.5</td></tr> <tr><td>12月</td><td>35</td><td>10.5</td></tr> </tbody> </table>	月	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	1月	45	5.5	2月	55	7.5	3月	85	11.5	4月	90	15.5	5月	145	21.5	6月	185	25.5	7月	125	28.5	8月	105	30.5	9月	165	27.5	10月	115	22.5	11月	70	16.5	12月	35	10.5	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>2 気候</p> <p>気象は、山間部に属する北部と、大阪湾に臨む南部とではやや異なるが、その特性は、おおむね瀬戸内海性気候を示し、晴天が多く、気候は温暖である。</p> <p>気温については、南部と北部で年間平均気温は1～2℃程度異なる。そのため、南部地域では雨となっても北部地域では雪が降っていることもある。北部では冬季の冷え込みが厳しく、夏季は南部地域と同様かなり高温となっている。ここ数年間の市内の平均気温の推移をみると横ばい傾向にあるが、観測開始からみると平均値および最高値は上昇傾向である。また、過去の測定結果からみると、夏季は高温多湿に、冬季は低く乾燥している。</p> <p>【市内の気象観測所における平均気温と降水量（1986～2005年の平均値）】</p>  <p>平均値</p> <table border="1"> <caption>1972～2022年の平均気温推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>市内平均 (℃)</th> <th>南部平均 (℃)</th> <th>北部平均 (℃)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1972</td><td>15.5</td><td>16.5</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>1977</td><td>15.5</td><td>16.5</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>1982</td><td>15.5</td><td>16.5</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>1987</td><td>15.5</td><td>16.5</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>1992</td><td>15.5</td><td>16.5</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>1997</td><td>15.5</td><td>16.5</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>2002</td><td>15.5</td><td>16.5</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>2007</td><td>15.5</td><td>16.5</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>2012</td><td>15.5</td><td>16.5</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>2017</td><td>15.5</td><td>16.5</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>2022</td><td>15.5</td><td>16.5</td><td>14.0</td></tr> </tbody> </table>	年度	市内平均 (℃)	南部平均 (℃)	北部平均 (℃)	1972	15.5	16.5	14.0	1977	15.5	16.5	14.0	1982	15.5	16.5	14.0	1987	15.5	16.5	14.0	1992	15.5	16.5	14.0	1997	15.5	16.5	14.0	2002	15.5	16.5	14.0	2007	15.5	16.5	14.0	2012	15.5	16.5	14.0	2017	15.5	16.5	14.0	2022	15.5	16.5	14.0	<p>時点更新 西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更</p>
月	降水量 (mm)	平均気温 (℃)																																																																																								
1月	45	5.5																																																																																								
2月	55	7.5																																																																																								
3月	85	11.5																																																																																								
4月	90	15.5																																																																																								
5月	145	21.5																																																																																								
6月	185	25.5																																																																																								
7月	125	28.5																																																																																								
8月	105	30.5																																																																																								
9月	165	27.5																																																																																								
10月	115	22.5																																																																																								
11月	70	16.5																																																																																								
12月	35	10.5																																																																																								
年度	市内平均 (℃)	南部平均 (℃)	北部平均 (℃)																																																																																							
1972	15.5	16.5	14.0																																																																																							
1977	15.5	16.5	14.0																																																																																							
1982	15.5	16.5	14.0																																																																																							
1987	15.5	16.5	14.0																																																																																							
1992	15.5	16.5	14.0																																																																																							
1997	15.5	16.5	14.0																																																																																							
2002	15.5	16.5	14.0																																																																																							
2007	15.5	16.5	14.0																																																																																							
2012	15.5	16.5	14.0																																																																																							
2017	15.5	16.5	14.0																																																																																							
2022	15.5	16.5	14.0																																																																																							

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
	<p style="text-align: center;">山口局(年平均気温14.1℃、年降水量1299.1mm)</p>	<p style="text-align: center;">最高値</p> <p style="text-align: center;">最低値</p>	

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由																																																																		
		<p>降水量については、大気等の観測記録によると、日本特有の温暖湿潤気候であるため、夏季は多雨、冬季は少雨の傾向がある。近年、夏季にゲリラ豪雨と呼ばれる短時間に数十ミリの猛烈な雨を観測することが多くなっている。</p>  <table border="1" data-bbox="1070 347 1921 858"> <caption>降水量（mm）の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>市役所</th> <th>鳴尾支所</th> <th>甲陵中学校</th> <th>山口小学校</th> <th>塩瀬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>1450</td> <td>1250</td> <td>1400</td> <td>1450</td> <td>1700</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>1100</td> <td>1050</td> <td>1300</td> <td>1550</td> <td>1850</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>1700</td> <td>1450</td> <td>1600</td> <td>1600</td> <td>1900</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>1350</td> <td>1250</td> <td>1400</td> <td>1450</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>1450</td> <td>1250</td> <td>1450</td> <td>1600</td> <td>1700</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>1750</td> <td>1550</td> <td>1900</td> <td>2100</td> <td>2200</td> </tr> <tr> <td>令和元</td> <td>1300</td> <td>1250</td> <td>1300</td> <td>1250</td> <td>1400</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1700</td> <td>1550</td> <td>1700</td> <td>1550</td> <td>1900</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1650</td> <td>1550</td> <td>1650</td> <td>1600</td> <td>1800</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1200</td> <td>1050</td> <td>1150</td> <td>1150</td> <td>1250</td> </tr> </tbody> </table>	年度	市役所	鳴尾支所	甲陵中学校	山口小学校	塩瀬	25	1450	1250	1400	1450	1700	26	1100	1050	1300	1550	1850	27	1700	1450	1600	1600	1900	28	1350	1250	1400	1450	1500	29	1450	1250	1450	1600	1700	30	1750	1550	1900	2100	2200	令和元	1300	1250	1300	1250	1400	2	1700	1550	1700	1550	1900	3	1650	1550	1650	1600	1800	4	1200	1050	1150	1150	1250	
年度	市役所	鳴尾支所	甲陵中学校	山口小学校	塩瀬																																																																
25	1450	1250	1400	1450	1700																																																																
26	1100	1050	1300	1550	1850																																																																
27	1700	1450	1600	1600	1900																																																																
28	1350	1250	1400	1450	1500																																																																
29	1450	1250	1450	1600	1700																																																																
30	1750	1550	1900	2100	2200																																																																
令和元	1300	1250	1300	1250	1400																																																																
2	1700	1550	1700	1550	1900																																																																
3	1650	1550	1650	1600	1800																																																																
4	1200	1050	1150	1150	1250																																																																
1-12	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴 3 人口</p> <p>平成27年国勢調査によると、本市の人口は487,850人であり、兵庫県人口の8.8%を占め、神戸市、姫路市に次いで県下第3位となっている。</p> <p>年齢別に見ると、15歳未満の年少人口は66,025人であり、総人口に占める割合は13.5%、一方、65歳以上の老年人口は109,205人、22.4%であり、残り15歳から64歳の生産人口は293,369人、60.1%となっている。(H27国調)</p> <p>本市を従業地・通学地として他市から流入している人口は81,905人、他市を従業地・通学地として本市から流出している人口は130,299人であり、48,394人の流出超過となっている。(H27国調)</p> <p>また、人口の分布は、北部の山口地区は17,533人、塩瀬地区は26,901人であり、南部地域に90.9%の443,416人が集中している。(H27国調)</p>	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴 3 人口</p> <p>令和2年国勢調査によると、本市の人口は485,587人であり、兵庫県人口の8.9%を占め、神戸市、姫路市に次いで県下第3位となっている。</p> <p>年齢別に見ると、15歳未満の年少人口は64,958人であり、総人口に占める割合は13.4%、一方、65歳以上の老年人口は115,944人、23.9%であり、残り15歳から64歳の生産人口は293,519人、60.4%となっている。</p> <p>本市を従業地・通学地として他市から流入している人口は74,249人、他市を従業地・通学地として本市から流出している人口は131,426人であり、57,177人の流出超過となっている。</p> <p>また、人口の分布は、北部の山口地区は16,946人、塩瀬地区は25,858人であり、南部地域に91.2%の442,783人が集中している。</p>	<p>時点更新</p>																																																																		

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
	 <p>人口ピラミッド(平成27年国勢調査) ※ 不詳除く</p> <p>この人口ピラミッドは、平成27年の国勢調査に基づき作成された。縦軸は年齢層（0～4歳から85歳以上）を示し、横軸は人口（人）を示す。男性は左向き、女性は右向きの棒グラフで表されている。人口は年齢層ごとに記載されている。</p>	 <p>人口ピラミッド(令和2年国勢調査) ※ 不詳除く</p> <p>この人口ピラミッドは、令和2年の国勢調査に基づき作成された。縦軸は年齢層（0～4歳から95歳以上）を示し、横軸は人口（人）を示す。男性は左向き、女性は右向きの棒グラフで表されている。人口は年齢層ごとに記載されている。</p>	
1-13	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>4 交通</p> <p>(1) 道路の状況</p> <p>[資料2-6-13 主な避難路位置図] [資料2-6-14 緊急輸送道路ネットワーク] [資料2-6-15 緊急交通路]</p>	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>4 交通</p> <p>(1) 道路の状況</p> <p>[資料2-6-11 主な避難路位置図] [資料2-6-12 緊急輸送道路] [資料2-6-13 緊急交通路]</p>	項目名・項目番号の変更
1-13	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>4 交通</p> <p>(2) 鉄道の状況</p> <p>本市の鉄道は、南部地域を東西に貫く、JR東海道本線、阪急神戸線、阪神本線があり、南北は阪急今津線、阪急甲陽線、阪神武庫川線がある。北部地域はJR福知山線がある。 また、南部地域に駅はないがJR山陽新幹線が通っている。</p>	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>4 交通</p> <p>(2) 鉄道の状況</p> <p>本市の鉄道は、南部地域を東西に貫く、JR東海道本線、阪急神戸本線、阪神本線があり、南北は阪急今津線、阪急甲陽線、阪神武庫川線がある。北部地域はJR福知山線がある。 また、南部地域に駅はないがJR山陽新幹線が通っている。</p>	表現の訂正 数値引用元資料の記述削除に伴う変更

頁	現行（旧）						変更案（新）	変更理由
	西 宮	40,570	西宮北口	106,169	武庫川	28,109	(削除)	
さくら夙川	15,814	夙 川	33,027	鳴 尾	23,481			
甲子園口	38,503	苦楽園口	14,197	甲子園	53,328			
生 瀬	3,896	甲陽園	12,699	久寿川	4,022			
西宮名塩	19,145	甲東園	38,590	今 津	6,842			
		門戸厄神	26,213	西 宮	40,685			
		阪神国道	4,432	香 櫨 園	10,333			
		今 津	8,867	東 鳴 尾	2,016			
				洲 先	1,803			
				武庫川団地前	7,885			
1-13	第4章 市の地理的、社会的特徴 4 交通 (3) 港湾状況 [資料2-6-4 公共埠頭図]						第4章 市の地理的、社会的特徴 4 交通 (3) 港湾状況 [資料2-6-3 公共埠頭図]	項目番号の変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
1-14	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>4 交通</p> <p>（4）空港の状況</p> <p>【交通体系図】</p> 	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>4 交通</p> <p>（4）空港の状況</p> <p>【交通体系図】</p> 	表現の訂正
1-15	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>5 自衛隊施設</p> <p>陸上自衛隊について、東海・北陸・中国・四国地区2府19県を管轄する中部方面隊の総監部や、近畿2府4県を管轄する第3師団の司令部が隣接する伊丹市に所在している。</p>	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>5 自衛隊施設</p> <p>陸上自衛隊について、東海・北陸・<u>近畿</u>・中国・四国地区2府19県を管轄する中部方面隊の総監部や、近畿2府4県を管轄する第3師団の司令部が隣接する伊丹市に所在している。</p>	表現の訂正

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
2-4	<p>第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備 2 県との連携 (1) 県の連絡先の把握等</p> <p>[資料2-9 災害関係機関所在地・電話一覧]</p>	<p>第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備 2 県との連携 (1) 県の連絡先の把握等</p> <p>[資料2-9-1 所在地・連絡窓口一覧]</p>	項目名・項目番号の変更
2-4	<p>第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備 3 近隣市町との連携 (1) 近隣市町との連携</p> <p>[資料2-9 災害関係機関所在地・電話一覧] [資料2-2-2 災害時における相互応援協定] [資料2-2-3 災害時における相互応援協定に関する実施細目] [資料2-2-4 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定] [資料2-2-5 災害応急対策活動の相互応援に関する協定] [資料2-2-7 中核市災害相互応援協定] [資料2-2-8 中核市災害相互応援協定実施細目]</p>	<p>第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備 3 近隣市町との連携 (1) 近隣市町との連携</p> <p>[資料2-9-1 所在地・連絡窓口一覧] [資料2-2-2 災害時における相互応援協定] [資料2-2-3 災害時における相互応援協定に関する実施細目] [資料2-2-4 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定] [資料2-2-5 災害応急対策活動の相互応援に関する協定] [資料2-2-6 災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目] [資料2-2-8 中核市災害相互応援協定] [資料2-2-9 中核市災害相互応援協定実施細目] [資料2-2-10 中核市災害相互応援協定の運用マニュアル] [資料2-2-14 災害時相互応援協定書] [資料2-2-15 全国青年市長会災害相互応援に関する要綱・実施要領]</p>	項目名・項目番号の変更
2-5	<p>第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備 4 指定公共機関等との連携 (1) 指定公共機関等の連絡先の把握</p> <p>[資料2-9 災害関係機関所在地・電話一覧]</p>	<p>第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備 4 指定公共機関等との連携 (1) 指定公共機関等の連絡先の把握</p> <p>[資料2-9-1 所在地・連絡窓口一覧]</p>	項目名・項目番号の変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
2-5	<p>第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備 4 指定公共機関等との連携 (2) 医療機関との連携</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう<u>(公財)</u>日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	<p>第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備 4 指定公共機関等との連携 (2) 医療機関との連携</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう<u>公益財団法人</u>日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	表現の変更
2-5	<p>第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備 4 指定公共機関等との連携 (3) 関係機関との協定の締結等</p> <p>[資料2-4-1 災害時応援協定一覧（民間機関等）] [資料2-4-2 災害時情報等に関する放送の実施に関する協定書] [資料2-4-3 災害時における放送要請に関する協定（参考）]</p>	<p>第1章 組織・体制の整備等 第2節 関係機関との連携体制の整備 4 指定公共機関等との連携 (3) 関係機関との協定の締結等</p> <p>[資料2-2-13 災害時の応援に関する申し合わせ] [資料2-4-1 災害時応援協定一覧（民間機関等）] [資料2-4-2 災害時情報等に関する放送の実施に関する協定書] [資料2-4-3 災害時における放送要請に関する協定（参考）]</p>	項目名・項目番号の変更
2-8	<p>第1章 組織・体制の整備等 第4節 通信の確保 3 情報通信機器等の活用</p> <p>市は、的確かつ迅速に保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、フェニックス防災システムや兵庫衛星通信ネットワークを活用するほか全国瞬時警報システム（<u>J-ALERT</u>）、緊急情報ネットワーク（Em-Net）により国からの情報を速やかに把握する。</p>	<p>第1章 組織・体制の整備等 第4節 通信の確保 3 情報通信機器等の活用</p> <p>市は、的確かつ迅速に保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、フェニックス防災システムや兵庫衛星通信ネットワークを活用するほか全国瞬時警報システム（<u>Jアラート</u>）、緊急情報ネットワーク（Em-Net）により国からの情報を速やかに把握する。</p>	兵庫県国民保護計画及び西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
2-8	第1章 組織・体制の整備等 第4節 通信の確保 3 情報通信機器等の活用 【緊急非常時利用可能通信施設】	第1章 組織・体制の整備等 第4節 通信の確保 3 情報通信機器等の活用 【緊急非常時利用可能通信施設】	時点更新
	1 警察通信設備	12 各高速道路会社無線通信設備	
	2 海上保安庁通信設備	13 関西電力通信設備	
	3 国土交通省通信設備	14 大阪ガス無線通信設備	
	4 気象庁通信設備	15 各私鉄通信設備	
	5 総務省無線通信設備（電気通信監理局）	16 国際電電無線通信設備	
	6 国土交通省無線通信設備	17 日本通運無線通信設備	
	7 法務省無線通信設備	18 各漁業無線局	
	8 西日本電信電話(株)無線通信設備	19 アマチュア無線局	
	9 J R通信設備	20 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備	
	10 県無線通信設備	21 各タクシー会社の無線通信設備	
		1 警察通信設備	12 大阪ガス無線通信設備
		2 海上保安庁通信設備	13 各私鉄通信設備
		3 国土交通省通信設備	14 KDDI無線通信設備
		4 気象庁通信設備	15 ソフトバンク無線通信設備
		5 法務省無線通信設備	16 楽天モバイル株式会社
		6 NTT無線通信設備	17 日本通運無線通信設備
		7 JR通信設備	18 各漁業無線局
		8 県無線通信設備	19 アマチュア無線局
		9 市町無線通信設備（消防無線を含む）	20 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備
		10 西日本高速道路株式会社無線通信設備	21 各タクシー会社の無線通信設備
		11 関西電力通信設備	

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
2-9	<p>第1章 組織・体制の整備等 第4節 通信の確保 3 情報通信機器等の活用</p> <p>【有線施設不通の場合における防災情報ネットワーク イメージ図】</p>	<p>第1章 組織・体制の整備等 第4節 通信の確保 3 情報通信機器等の活用</p> <p>【有線施設不通の場合における防災情報ネットワーク イメージ図】</p>	<p>兵庫県国民保護計画及び西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更 表現の変更 名称の変更</p>

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由								
2-10	<p>第1章 組織・体制の整備等 第5節 情報収集・提供等の体制整備 1 基本的考え方 (2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <table border="1" data-bbox="129 384 1019 1091"> <tr> <td data-bbox="129 384 188 612">施設・設備面</td> <td data-bbox="188 384 1019 612"> <ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルチ化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 612 188 1091">運用面</td> <td data-bbox="188 612 1019 1091"> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害のある人、外国人その他の情報の伝達に際し支援を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 </td> </tr> </table>	施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルチ化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 	運用面	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害のある人、外国人その他の情報の伝達に際し支援を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 	<p>第1章 組織・体制の整備等 第5節 情報収集・提供等の体制整備 1 基本的考え方 (2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <table border="1" data-bbox="1057 384 1946 1091"> <tr> <td data-bbox="1057 384 1115 612">施設・設備面</td> <td data-bbox="1115 384 1946 612"> <ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルチ化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1057 612 1115 1091">運用面</td> <td data-bbox="1115 612 1946 1091"> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害のある人、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 </td> </tr> </table>	施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルチ化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 	運用面	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害のある人、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 	表現の精査
施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルチ化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 										
運用面	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害のある人、外国人その他の情報の伝達に際し支援を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 										
施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルチ化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 										
運用面	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害のある人、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 										
2-11	<p>第1章 組織・体制の整備等 第5節 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 (1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>[資料2-9 災害関係機関所在地・電話一覧]</p>	<p>第1章 組織・体制の整備等 第5節 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 (1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>[資料2-9-1 所在地・連絡窓口一覧]</p>	項目名・項目番号の変更								

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
2-11	<p>第1章 組織・体制の整備等 第5節 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 （2）防災行政無線の活用</p> <p>市は、<u>回報系防災行政無線(防災スピーカー)親局</u>に<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)</u>を連動させることにより、武力攻撃事態等における迅速な警報等の内容の伝達に努める。</p> <p>【全国瞬時警報システム(J-ALERT)】 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の<u>回報系防災行政無線</u>を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム。</p>	<p>第1章 組織・体制の整備等 第5節 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 （2）防災行政無線の活用</p> <p>市は、<u>防災行政無線(デジタル回報系)親局</u>に<u>全国瞬時警報システム(Jアラート)</u>を連動させることにより、武力攻撃事態等における迅速な警報等の内容の伝達に努める。</p> <p>【全国瞬時警報システム(Jアラート)】 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の<u>防災行政無線(回報系)</u>を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム。</p>	<p>表現の精査 兵庫県国民保護計画及び西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更</p>
2-11	<p>第1章 組織・体制の整備等 第5節 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 （3）市民に対する情報伝達手段の整備</p> <p>市は、市民に対する情報伝達手段として、市ホームページ、<u>CATV</u>、コミュニティFM放送、<u>携帯サイト</u>、SNS等のメディアを活用したり、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。</p> <p>また、<u>パソコンや携帯電話のメール機能</u>を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報等）や避難情報を発信する「<u>にしのみや防災ネット</u>」についても、武力攻撃事態等においてこれを活用し、市民への適切な情報伝達に努める。</p>	<p>第1章 組織・体制の整備等 第5節 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 （3）市民に対する情報伝達手段の整備</p> <p>市は、市民に対する情報伝達手段として、市ホームページや<u>防災ポータルサイト</u>、<u>ケーブルテレビ</u>、コミュニティFM放送、SNS等のメディアを活用したり、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を<u>得たり</u>するなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。</p> <p>また、<u>メール機能</u>を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報等）や避難情報を発信するに<u>しのみや防災ネット</u>についても、武力攻撃事態等においてこれを活用し、市民への適切な情報伝達に努める。</p>	<p>事業進捗による変更 表現の変更 表現の精査</p>

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
2-14	<p>第1章 組織・体制の整備等 第5節 情報収集・提供等の体制整備 5 被災者支援システムの整備 (1) 被災者支援システムの整備</p> <p>【被災者支援システム導入・運用フロー】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>●被災者台帳の作成 ～人的、物的被害状況を把握するために、最新若しくは直近の住民基本台帳をもとに作成</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>被災者向け支援は世帯が単位であり、世帯構成員を把握しておかないと多くのトラブルが発生することになる</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>●被災状況調査 ～上記台帳をもとに被災地域全域の調査を実施</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>●調査すべき内容 被害状況（家屋等）、人的被害（死亡、重症、軽傷等）、避難先住所、電話等</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>●被災状況のデータベース化 ～被災状況調査結果を被災者台帳に入力</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>住民登録外の被災者データ作成機能もあるため、該当者があれば入力可能</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>●市役所データ入力 ～市役所が保有する各種データをデータベースに登録</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>①口座番号、電話番号 ②福祉情報 ③就学情報</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>様々な被災者支援業務がコンピューターで処理可能になる</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>①各世帯の被害状況の把握 ②り災証明書の発行 ③被災世帯の避難場所の登録 ④各種義援金の管理 ⑤避難所・避難者登録 ⑥仮設住宅の入・退去登録 ⑦生活支援金の管理 など</p> </div> </div>	<p>第1章 組織・体制の整備等 第5節 情報収集・提供等の体制整備 5 被災者支援システムの整備 (1) 被災者支援システムの整備</p> <p>【被災者支援システム導入・運用フロー】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>●被災者台帳の作成 ～人的、物的被害状況を把握するために、最新若しくは直近の住民基本台帳をもとに作成</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>被災者向け支援は世帯が単位であり、世帯構成員を把握しておかないと多くのトラブルが発生することになる</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>●被災状況調査 ～上記台帳をもとに被災地域全域の調査を実施</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>●調査すべき内容 被害状況（家屋等）、人的被害（死亡、重症、軽傷等）、避難先住所、電話等</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>●被災状況のデータベース化 ～被災状況調査結果を被災者台帳に入力</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>住民登録外の被災者データ作成機能もあるため、該当者があれば入力可能</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>●市データ入力 ～市が保有する各種データをデータベースに登録</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>①口座番号、電話番号 ②福祉情報 ③就学情報</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>様々な被災者支援業務がコンピューターで処理可能になる</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>①各世帯の被害状況の把握 ②り災証明書の発行 ③被災世帯の避難場所の登録 ④各種義援金の管理 ⑤避難所・避難者登録 ⑥仮設住宅の入・退去登録 ⑦生活支援金の管理 など</p> </div> </div>	<p>表現の変更</p>

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
2-14 （新規）		第1章 組織・体制の整備等 第5節 情報収集・提供等の体制整備 6 防災情報システムの整備強化 武力攻撃事態等には、同時期にあらゆる災害情報を収集し、正確かつ迅速に処理したうえで、必要な情報を関係機関、各部署や市民へ配信しなければならない。 さらに、迅速かつ的確な災害対応を実施し、市民の安全を確保するためには、これらの情報収集、処理、配信などによる「情報共有」が最も重要な業務である。 導入した防災情報システムを活用し、情報共有の強化を図るとともに、システムの機能強化と習熟訓練に努める。	事業進捗による変更
2-15	第1章 組織・体制の整備等 第6節 研修及び訓練 1 研修 （2）職員等の研修機会の確保 ※【国民保護ポータルサイト】 http://www.kokuminhogo.go.jp/ ※【総務省消防庁ホームページ】 http://www.fdma.go.jp/	第1章 組織・体制の整備等 第6節 研修及び訓練 1 研修 （2）職員等の研修機会の確保 ※【国民保護ポータルサイト】 https://www.kokuminhogo.go.jp/ ※【総務省消防庁ホームページ】 https://www.fdma.go.jp/	時点更新
2-15	第1章 組織・体制の整備等 第6節 研修及び訓練 2 訓練（法42） （1）市における訓練の実施 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊、海上保安署等との連携を図る。	第1章 組織・体制の整備等 第6節 研修及び訓練 2 訓練（法42） （1）市における訓練の実施 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、 <u>県警察、自衛隊、海上保安署等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u>	国の基本指針の変更及び兵庫県国民保護計画の変更に伴う変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
2-17	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図 (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ) ○ 区域内の道路網のリスト (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト) ○ 輸送力のリスト (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ) (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ) ○ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース） (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト) ○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト) ○ 生活関連等施設等のリスト (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの) ○ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 (※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。) ○ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 (※ 代表者及びその代理の者の自宅の住所、連絡先等) ○ 消防機関のリスト (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先) (※ 消防機関の装備資機材のリスト) ○ 地域安心ネットワークシステム 	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図 (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ) ○ 区域内の道路網のリスト (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト) ○ 輸送力のリスト (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ) (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ) ○ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース） (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト) ○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト) ○ 生活関連等施設等のリスト (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの) ○ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 (※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。) ○ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 (※ 代表者及びその代理の者の自宅の住所、連絡先等) ○ 消防機関のリスト (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先) (※ 消防機関の装備資機材のリスト) ○ 避難行動要支援者名簿 	<p>地域安心ネットワークの廃止に伴う変更</p>

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
2-18	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(3) 高齢者、障害のある人などへの配慮</p> <p>① 地域安心ネットワークシステムの活用</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人など自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している地域安心ネットワークシステムを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。</p> <p>※地域安心ネットワークシステム</p> <p>民生委員・児童委員の協力を得て本人の身体や家族の状況等についての登録を受け付け、その内容を記録した「地域安心ネットワークシステム」の情報により、武力攻撃、火災、震災、風水害等の各種災害が発生した場合に、災害現場周辺や災害地域内における要援護高齢者等の災害時要援護者の所在を、地図情報と共に正確に把握し迅速な救助活動等に役立てる。</p> <p>② 高齢者、障害のある人などの日常的把握</p> <p>市は、自らが管理する病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び利用者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努める。</p> <p>また、個人情報の取扱いに注意しつつ、西宮市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、地域安心ネットワークを充実させる事で、高齢者、障害のある人などの状況を把握し、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。</p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(3) 高齢者、障害のある人、外国人などへの配慮</p> <p>① 避難行動要支援者名簿の活用</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人など自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。</p> <p>※避難行動要支援者名簿</p> <p>関係部局が把握している要介護者や障害者等の情報をもとに作成した「避難行動要支援者名簿」の情報により、武力攻撃、火災、震災、風水害等の各種災害が発生した場合に、災害現場周辺や災害地域内における避難行動要配慮者の所在を、正確に把握し迅速な避難誘導及び救助活動等に役立てる。</p> <p>② 高齢者、障害のある人などの日常的把握</p> <p>市は、自らが管理する病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び利用者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努める。</p> <p>また、個人情報の取扱いに注意しつつ、西宮市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、避難行動要支援者名簿を充実させる事で、高齢者、障害のある人などの状況を把握し、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。</p>	<p>兵庫県国民保護計画の表現に合わせた変更</p> <p>国の基本指針の変更に伴う変更</p> <p>地域安心ネットワークの廃止に伴う変更</p>

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
2-20	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</p> <p>(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等</p> <p>[資料2-6-9 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧]</p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</p> <p>(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等</p> <p>[資料2-6-8 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧]</p>	項目番号の変更
2-20	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>6 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して市民に周知する。</p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>6 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報</u>の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して市民に周知する。</p>	消防庁の通知に合わせた変更
2-22	<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>1 市における備蓄</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係</p> <p>① 飲料水等の備蓄</p> <p>ア 行政備蓄 耐震性貯水槽等を地域バランスに配慮して整備する。</p> <p>イ 個人備蓄 各家庭において、災害に備えて最低7日分の飲料水を備蓄し、生活用水として浴槽等に貯水することに努める。</p> <p>ウ 流通備蓄 災害発生時に、迅速かつ安定した物資を供給できる事業者と協定を締結し、飲料水の確保を図る。</p> <p>② 食品及び生活必需品等の備蓄</p> <p>ア 行政備蓄</p>	<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>1 市における備蓄</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係</p> <p>① 飲料水等の備蓄</p> <p>ア 行政備蓄 耐震性貯水槽等を地域バランスに配慮して整備する。</p> <p>イ 個人備蓄 各家庭において、災害に備えて最低3日間、可能な限り1週間分程度の飲料水を備蓄し、生活用水として浴槽等に貯水することに努める。</p> <p>ウ 流通備蓄 災害発生時に、迅速かつ安定した物資を供給できる事業者と協定を締結し、飲料水の確保を図る。</p> <p>② 食品及び生活必需品等の備蓄</p> <p>ア 行政備蓄</p>	西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更

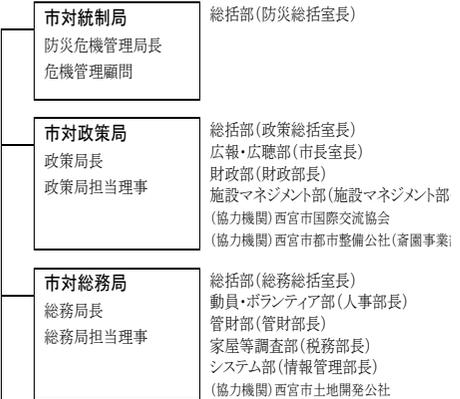
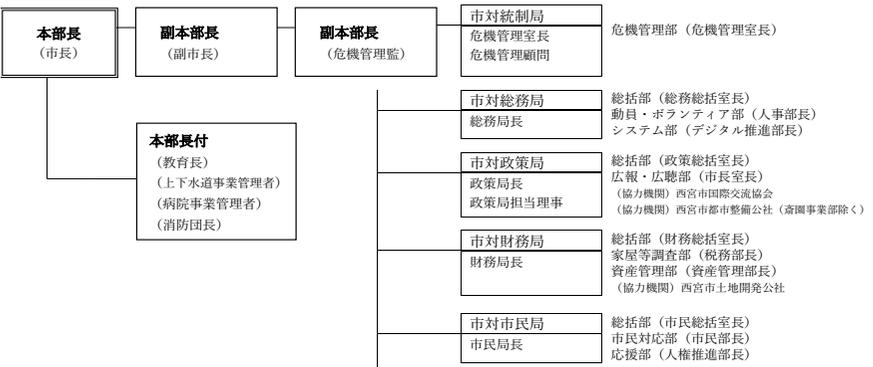
頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
	<p>（Ⅰ）非常用食品として、上町断層帯地震及び南海トラフ巨大地震の被害想定結果に基づき、3日分約19万食を目安として備蓄する。</p> <p>（Ⅱ）小中学校の余裕教室等を利用した地区防災ブロック毎の備蓄庫に被災者の被災直後の生活に必要な食品及び生活必需品を備蓄する。</p> <p>（Ⅲ）災害応急活動の拠点となる地域防災拠点（中央運動公園、津門中央公園等）に備蓄庫を整備し、市全体の災害応急対策活動に必要な食品、生活必需品及び資機材を備蓄する。</p> <p style="text-align: center;">[資料2-7-1 備蓄庫及び備蓄一覧表] [資料2-7-3 資器材倉庫（水防倉庫）一覧]</p> <p>イ 個人備蓄 各家庭においては、災害に備えて最低7日分の食品及び生活必需品（特殊栄養食品等を含む。）の備蓄に努める。</p> <p>ウ 流通備蓄 災害発生時に、迅速かつ安定した物資を供給できる事業者との協定を締結し、食品及び生活必需品の確保を図る。</p>	<p>（Ⅰ）上町断層帯地震及び南海トラフ地震の被害想定結果に基づき、3日分の非常用食品を目安として備蓄する。</p> <p>（Ⅱ）小中学校の余裕教室等を利用した地区防災ブロック毎の備蓄庫に被災者の被災直後の生活に必要な食品及び生活必需品を備蓄する。</p> <p>（Ⅲ）災害応急活動の拠点となる地域防災拠点（中央運動公園、津門中央公園等）に備蓄庫を整備し、市全体の災害応急対策活動に必要な食品、生活必需品及び資機材を備蓄する。</p> <p style="text-align: center;">[資料2-7-1 備蓄庫及び備蓄一覧表] [資料2-7-3 資器材倉庫（水防倉庫）一覧]</p> <p>イ 個人備蓄 各家庭においては、災害に備えて最低3日間、可能な限り1週間分程度の食品及び生活必需品（特殊栄養食品等を含む。）の備蓄に努める。</p> <p>ウ 流通備蓄 災害発生時に、迅速かつ安定した物資を供給できる事業者との協定を締結し、食品及び生活必需品の確保を図る。</p>	
2-23	<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>1 市における備蓄</p> <p>（1）防災のための備蓄との関係</p> <p>③ 防災用資機材の備蓄 ア 自主防災組織に対して、防災用資機材を寄託する。 イ 地域防災拠点等に災害応急活動に必要な資機材を備蓄する。</p> <p>④ 防疫、衛生用資機材の備蓄 衛生部倉庫に仮設トイレの消毒用薬剤やその他感染症予防のための薬剤など防疫、衛生用資機材を備蓄する。また、組立式仮設トイレを津門中央公園及び地区防災ブロックの備蓄庫に合計68台配備する。</p> <p style="text-align: center;">[資料2-7-2 防疫・衛生用資機材（トイレ等）一覧]</p> <p>⑤ 備蓄品の管理 備蓄品の点検は各担当局において定期的実施し、適宜補充・更新する。また、その結果を防災危機管理局へ報告する。</p>	<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>1 市における備蓄</p> <p>（1）防災のための備蓄との関係</p> <p>③ 防災用資機材の備蓄 ア 自主防災組織に対して、防災用資機材を支給する。 イ 地域防災拠点等に災害応急活動に必要な資機材を備蓄する。</p> <p>④ 防疫、衛生用資機材の備蓄 所管局において仮設トイレの消毒用薬剤やその他感染症予防のための薬剤など防疫、衛生用資機材を備蓄する。また、津門中央公園及び地区防災ブロックの備蓄庫において、組立式仮設トイレを配備する。</p> <p style="text-align: center;">[資料2-7-2 防疫・衛生用資機材（トイレ等）一覧]</p> <p>⑤ 備蓄品の管理 備蓄品の点検は各担当局において定期的実施し、適宜補充・更新する。また、その結果を危機管理室へ報告する。</p>	西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更 表現の精査 組織改編に伴う変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
2-26	<p>第4章 啓発</p> <p>2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>（2）武力攻撃の種類による対処</p> <p>市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。</p>	<p>第4章 啓発</p> <p>2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>（2）武力攻撃の種類による対処</p> <p>市は、弾道ミサイルの飛来時における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及びとるべき避難行動や、地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し平素から周知するよう努める。</p>	<p>国の基本指針の変更及び兵庫県国民保護計画の変更に伴う変更</p>
2-26	<p>第4章 啓発</p> <p>2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>（4）事業所等に対する啓発</p> <p>平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める</p>	<p>第4章 啓発</p> <p>2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>（4）事業所等に対する啓発</p> <p>平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由												
3-1	<p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。</p>	<p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>建造物の爆発等の具体的な被害や多数の死傷者が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。</p>	表現の変更												
3-1	<p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 国民保護警戒本部等の設置</p> <p>(1) 国民保護連絡会議</p> <p>② 設置手順</p> <p>ア 事務局は、構成員に対し参集の連絡を行う。</p> <p>イ 設置場所は、原則として、本庁舎442会議室とする。</p> <p>ウ 国民保護連絡会議の設置その他本市の対応状況について、県をはじめ関係機関に連絡する。</p>	<p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 国民保護警戒本部等の設置</p> <p>(1) 国民保護連絡会議</p> <p>② 設置手順</p> <p>ア 事務局は、構成員に対し参集の連絡を行う。</p> <p>イ 設置場所は、原則として、<u>第二庁舎（危機管理センター）4階対策本部室</u>とする。</p> <p>ウ 国民保護連絡会議の設置その他本市の対応状況について、県をはじめ関係機関に連絡する。</p>	第二庁舎（危機管理センター）整備に伴う変更												
3-2	<p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 国民保護警戒本部等の設置</p> <p>(1) 国民保護連絡会議</p> <p>③ 組織構成</p> <table border="1"> <tr> <td>議長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td>政策調整会議の構成に準じる（ただし、市長は除く） ※庁議設置規程（平成15年西宮市訓令第6号）第7条（構成）</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>防災危機管理局 防災総括室 災害対策課</td> </tr> </table>	議長	危機管理監	構成員	政策調整会議の構成に準じる（ただし、市長は除く） ※庁議設置規程（平成15年西宮市訓令第6号）第7条（構成）	事務局	防災危機管理局 防災総括室 災害対策課	<p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 国民保護警戒本部等の設置</p> <p>(1) 国民保護連絡会議</p> <p>③ 組織構成</p> <table border="1"> <tr> <td>議長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td>政策調整会議の構成に準じる（ただし、市長は除く） ※庁議設置規程（平成15年西宮市訓令第6号）第7条（構成）</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>総務局 危機管理室</td> </tr> </table>	議長	危機管理監	構成員	政策調整会議の構成に準じる（ただし、市長は除く） ※庁議設置規程（平成15年西宮市訓令第6号）第7条（構成）	事務局	総務局 危機管理室	組織改編に伴う変更
議長	危機管理監														
構成員	政策調整会議の構成に準じる（ただし、市長は除く） ※庁議設置規程（平成15年西宮市訓令第6号）第7条（構成）														
事務局	防災危機管理局 防災総括室 災害対策課														
議長	危機管理監														
構成員	政策調整会議の構成に準じる（ただし、市長は除く） ※庁議設置規程（平成15年西宮市訓令第6号）第7条（構成）														
事務局	総務局 危機管理室														

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-2	<p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 国民保護警戒本部等の設置</p> <p>（2）国民保護警戒本部</p> <p>② 設置手順 「第2章1節1項 市対策本部の設置の手順」に準じて行う。</p> <p>③ 組織構成及び機能 「第2章1節3項 市対策本部の組織構成及び機能」に準じて行う。</p> <p>④ 組織運営 「第2章1節4項 市対策本部の組織運営」に準じて行う。</p> <p>⑤ 対処の内容 ア 関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当該本部を設置した旨について、県に連絡を行う。 イ 消防局に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必要な指示を行う。 ウ 消防は、災害現場において、情報収集を実施し、安全に配慮した活動を実施するとともに、著しい被害拡大の恐れや消防活動上必要に応じ、消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域を設定する。市は、必要により災害対策基本法に基づき、避難の指示、警戒区域を設定し救急救助活動等の応急措置を行う。 また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。 エ 事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うほか、対策本部を設置すべき市の指定の要請を行う。 オ 事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。</p>	<p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 国民保護警戒本部等の設置</p> <p>（2）国民保護警戒本部</p> <p>② 設置手順 「<u>第3編第2章第1項第1号</u> 市対策本部の設置の手順」に準じて行う。</p> <p>③ 組織構成及び機能 「<u>第3編第2章第1項第3号</u> 市対策本部の組織構成及び機能」に準じて行う。</p> <p>④ 組織運営 「<u>第3編第2章第1項第4号</u> 市対策本部の組織運営」に準じて行う。</p> <p>⑤ 対処の内容 ア 関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当該本部を設置した旨について、県に連絡を行う。 イ 消防局に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必要な指示を行う。 ウ 消防は、災害現場において、情報収集を実施し、安全に配慮した活動を実施するとともに、著しい被害拡大の恐れや消防活動上必要に応じ、消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域を設定する。市は、必要により災害対策基本法に基づき、避難の指示、警戒区域を設定し救急救助活動等の応急措置を行う。 また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。 エ 事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うほか、対策本部を設置すべき市の指定の要請を行う。 オ 事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。</p>	表現の変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-5	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>（1）市対策本部の設置の手順</p> <p>④ 市対策本部の開設</p> <p>市対策本部担当者は、<u>本庁舎442会議室</u>に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認。）</p> <p>市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。</p> <p>⑤ 交代要員等の確保</p> <p>市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、被災等により本庁舎が使用できなくなった場合は、「災害対策本部等の代替施設」の中から、耐震性・災害危険度・その他の機能等から総合的に判断して代替施設を選定し、市対策本部を設置する。</p> <p>また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p> <p>[資料2-6-11 災害対策本部等の代替施設一覧]</p>	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>（1）市対策本部の設置の手順</p> <p>④ 市対策本部の開設</p> <p>市対策本部担当者は、<u>第二庁舎（危機管理センター）4階対策本部室</u>に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。（特に、関係機関が相互に電話、FAX、メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認。）</p> <p>市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。</p> <p>⑤ 交代要員等の確保</p> <p>市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、被災等により第二庁舎が使用できなくなった場合は、「災害対策本部等の代替施設一覧」の中から、耐震性・災害危険度・その他の機能等から総合的に判断して代替施設を選定し、市対策本部を設置する。</p> <p>また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p> <p>[資料2-6-10 災害対策本部等の代替施設一覧]</p>	<p>第二庁舎（危機管理センター）整備に伴う変更</p> <p>表現の変更</p> <p>項目名・項目番号の変更</p>

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-6	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>（3）市対策本部の組織構成及び機能（法28）</p> <p>① 組織構成</p> <p>本部の組織は、次の「市対策本部の構成員」及び「西宮市国民保護対策本部の組織図」のとおりとする。また、各市対局は、災害の発生状況及び災害の経過等に伴って、他局と協力して対策にあたる。</p> <p>なお、対策本部組織における役割分担と責任体制の明確化を図るため、対策本部組織における事務分掌は時間経過に対応する具体的内容を定め、また、各担当の責任者及び次順位の責任者を予め指定し、組織区分は平常時の組織に対応した局部制を基本とする。</p>	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>（3）市対策本部の組織構成及び機能（法28）</p> <p>① 組織構成</p> <p>本部の組織は、次の「市対策本部の構成員」及び「西宮市国民保護対策本部の組織図」のとおりとする。また、各市対局は、災害の発生状況及び災害の経過等に伴って、他局と協力して対策にあたる。</p> <p>なお、対策本部組織における役割分担と責任体制の明確化を図るため、対策本部組織における事務分掌は時間経過に対応する具体的内容を定め、また、各担当の責任者及び次順位の責任者を予め指定し、組織区分は平常時の組織に対応した部局制を基本とする。</p>	表現の変更
3-7	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>（3）市対策本部の組織構成及び機能（法28）</p> <p>【西宮市国民保護対策本部の組織図】</p> 	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>（3）市対策本部の組織構成及び機能（法28）</p> <p>【西宮市国民保護対策本部の組織図】</p> 	組織改編に伴う変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由																																																
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>本部長 (市長)</p> <p>副本部長 (副市長) (危機管理監)</p> <p>本部長付 (教育長) (上下水道事業管理者) (病院事業管理者) (消防団長)</p> </div> <div style="width: 80%;"> <table border="1"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">市対市民局 市民局長</td> <td>総括部(市民総括室長) 市民対応部(市民部長)※ 応援部(人権推進部長)※</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対物資局 産業文化局長</td> <td>総括部(産業文化総括室長)※ 物資管理部(産業部長)※ 物資供給部(文化スポーツ部長)※ (協力機関)西宮市文化振興財団</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対福祉局 健康福祉局長</td> <td>総括部(福祉総括室長) 福祉部(福祉部長) 生活支援部(生活支援部長) (協力機関)西宮市社会福祉協議会 (協力機関)西宮市社会福祉事業団</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対保健医療局 保健所長</td> <td>総括部(保健所副所長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対子ども支援局 子ども支援局長</td> <td>総括部(子供支援総括室長) 子育て支援部(子育て支援部長) 子育て事業部(子育て事業部長) 子ども未来部(子ども未来部長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対衛生局 環境局長</td> <td>総括部(環境総括室長) 衛生事業部(環境事業部長) 衛生施設部(環境施設部長) (協力機関)西宮市都市整備公社(斎園事業)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対第一技術局 都市局長</td> <td>総括部(都市総括室長) 第一応急対策部(都市計画部長) 第二応急対策部(建築・開発指導部長) 市営住宅部(住宅部長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対第二技術局 土木局長</td> <td>総括部(土木総括室長) 第三応急対策部(道路部長、公園緑化) 第四応急対策部(営繕部長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対病院局 中央病院事務局長</td> <td>総括部(管理部長、病院改革担当部長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対給水技術局 上下水道局次長</td> <td>総括部(上下水道総括室長) 水道工務部(水道工務部長) 水道施設部(水道施設部長) 第五応急対策部(下水道部長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対避難局 両教育次長</td> <td>総括部(教育総括室長) 第一避難部(社会教育部長) 第二避難部(監査事務局長、選挙管理委員 長) 第三避難部(コミュニティ推進部長)※ 第四避難部(学校改革部長、学校教育) (協力機関)西宮スポーツセンター</td> </tr> </table> </div> </div>	市対市民局 市民局長	総括部(市民総括室長) 市民対応部(市民部長)※ 応援部(人権推進部長)※	市対物資局 産業文化局長	総括部(産業文化総括室長)※ 物資管理部(産業部長)※ 物資供給部(文化スポーツ部長)※ (協力機関)西宮市文化振興財団	市対福祉局 健康福祉局長	総括部(福祉総括室長) 福祉部(福祉部長) 生活支援部(生活支援部長) (協力機関)西宮市社会福祉協議会 (協力機関)西宮市社会福祉事業団	市対保健医療局 保健所長	総括部(保健所副所長)	市対子ども支援局 子ども支援局長	総括部(子供支援総括室長) 子育て支援部(子育て支援部長) 子育て事業部(子育て事業部長) 子ども未来部(子ども未来部長)	市対衛生局 環境局長	総括部(環境総括室長) 衛生事業部(環境事業部長) 衛生施設部(環境施設部長) (協力機関)西宮市都市整備公社(斎園事業)	市対第一技術局 都市局長	総括部(都市総括室長) 第一応急対策部(都市計画部長) 第二応急対策部(建築・開発指導部長) 市営住宅部(住宅部長)	市対第二技術局 土木局長	総括部(土木総括室長) 第三応急対策部(道路部長、公園緑化) 第四応急対策部(営繕部長)	市対病院局 中央病院事務局長	総括部(管理部長、病院改革担当部長)	市対給水技術局 上下水道局次長	総括部(上下水道総括室長) 水道工務部(水道工務部長) 水道施設部(水道施設部長) 第五応急対策部(下水道部長)	市対避難局 両教育次長	総括部(教育総括室長) 第一避難部(社会教育部長) 第二避難部(監査事務局長、選挙管理委員 長) 第三避難部(コミュニティ推進部長)※ 第四避難部(学校改革部長、学校教育) (協力機関)西宮スポーツセンター	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">市対物資局 産業文化局長</td> <td>総括部(産業文化総括室長)※ 第一物資供給管理部(文化スポーツ部長) 第二物資供給管理部(産業部長) (協力機関)西宮市文化振興財団</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対福祉局 健康福祉局長</td> <td>総括部(福祉総括室長) 福祉部(福祉部長) 生活支援部(生活支援部長) (協力機関)西宮市社会福祉協議会 (協力機関)西宮市社会福祉事業団</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対保健医療局 保健所長</td> <td>総括部 (保健所副所長、新型コロナウイルス感染症対策室長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対子ども支援局 子ども支援局長</td> <td>総括部(子供支援総括室長) 子育て支援部(子育て支援部長) 子育て事業部(子育て事業部長) 子ども未来部(子ども未来部長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対衛生局 環境局長</td> <td>総括部(環境総括室長) 衛生事業部(環境事業部長) 衛生施設部(環境施設部長) (協力機関)西宮市都市整備公社(斎園事業のみ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対第一技術局 都市局長</td> <td>総括部(都市総括室長) 第一応急対策部(都市計画部長) 第二応急対策部(建築・開発指導部長) 市営住宅部(住宅部長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対第二技術局 土木局長</td> <td>総括部(土木総括室長) 第三応急対策部 (臨海対策部長、道路部長、公園緑化部長) 第四応急対策部(営繕部長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対病院局 中央病院事務局長</td> <td>総括部(管理部長、病院改革担当部長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対給水技術局 上下水道局次長</td> <td>総括部(上下水道総括室長) 水道工務部(水道工務部長) 水道施設部(水道施設部長) 第五応急対策部(下水道部長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対避難局 両教育次長</td> <td>総括部[第一避難部] (教育総括室長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長)※ 第二避難部(学校支援部長、学校教育部長) 第三避難部(コミュニティ推進部長)※ 第四避難部(生涯学習部長) (協力機関)西宮スポーツセンター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対消防公安局 消防局長 消防団長</td> <td>総括部(警防部長) 総務部(総務部長) 西宮消防署(西宮消防署長) 鳴尾消防署(鳴尾消防署長) 瓦木消防署(瓦木消防署長) 北消防署(北消防署長) 消防団(副団長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対議会担当局 議会事務局長</td> <td>総括部(議会事務局次長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対会計局 会計室長</td> <td>総括部(会計室長)</td> </tr> </table> <p>注) 「※」の部は、複数の担当部局で構成している。</p>	市対物資局 産業文化局長	総括部(産業文化総括室長)※ 第一物資供給管理部(文化スポーツ部長) 第二物資供給管理部(産業部長) (協力機関)西宮市文化振興財団	市対福祉局 健康福祉局長	総括部(福祉総括室長) 福祉部(福祉部長) 生活支援部(生活支援部長) (協力機関)西宮市社会福祉協議会 (協力機関)西宮市社会福祉事業団	市対保健医療局 保健所長	総括部 (保健所副所長、新型コロナウイルス感染症対策室長)	市対子ども支援局 子ども支援局長	総括部(子供支援総括室長) 子育て支援部(子育て支援部長) 子育て事業部(子育て事業部長) 子ども未来部(子ども未来部長)	市対衛生局 環境局長	総括部(環境総括室長) 衛生事業部(環境事業部長) 衛生施設部(環境施設部長) (協力機関)西宮市都市整備公社(斎園事業のみ)	市対第一技術局 都市局長	総括部(都市総括室長) 第一応急対策部(都市計画部長) 第二応急対策部(建築・開発指導部長) 市営住宅部(住宅部長)	市対第二技術局 土木局長	総括部(土木総括室長) 第三応急対策部 (臨海対策部長、道路部長、公園緑化部長) 第四応急対策部(営繕部長)	市対病院局 中央病院事務局長	総括部(管理部長、病院改革担当部長)	市対給水技術局 上下水道局次長	総括部(上下水道総括室長) 水道工務部(水道工務部長) 水道施設部(水道施設部長) 第五応急対策部(下水道部長)	市対避難局 両教育次長	総括部[第一避難部] (教育総括室長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長)※ 第二避難部(学校支援部長、学校教育部長) 第三避難部(コミュニティ推進部長)※ 第四避難部(生涯学習部長) (協力機関)西宮スポーツセンター	市対消防公安局 消防局長 消防団長	総括部(警防部長) 総務部(総務部長) 西宮消防署(西宮消防署長) 鳴尾消防署(鳴尾消防署長) 瓦木消防署(瓦木消防署長) 北消防署(北消防署長) 消防団(副団長)	市対議会担当局 議会事務局長	総括部(議会事務局次長)	市対会計局 会計室長	総括部(会計室長)	
市対市民局 市民局長	総括部(市民総括室長) 市民対応部(市民部長)※ 応援部(人権推進部長)※																																																		
市対物資局 産業文化局長	総括部(産業文化総括室長)※ 物資管理部(産業部長)※ 物資供給部(文化スポーツ部長)※ (協力機関)西宮市文化振興財団																																																		
市対福祉局 健康福祉局長	総括部(福祉総括室長) 福祉部(福祉部長) 生活支援部(生活支援部長) (協力機関)西宮市社会福祉協議会 (協力機関)西宮市社会福祉事業団																																																		
市対保健医療局 保健所長	総括部(保健所副所長)																																																		
市対子ども支援局 子ども支援局長	総括部(子供支援総括室長) 子育て支援部(子育て支援部長) 子育て事業部(子育て事業部長) 子ども未来部(子ども未来部長)																																																		
市対衛生局 環境局長	総括部(環境総括室長) 衛生事業部(環境事業部長) 衛生施設部(環境施設部長) (協力機関)西宮市都市整備公社(斎園事業)																																																		
市対第一技術局 都市局長	総括部(都市総括室長) 第一応急対策部(都市計画部長) 第二応急対策部(建築・開発指導部長) 市営住宅部(住宅部長)																																																		
市対第二技術局 土木局長	総括部(土木総括室長) 第三応急対策部(道路部長、公園緑化) 第四応急対策部(営繕部長)																																																		
市対病院局 中央病院事務局長	総括部(管理部長、病院改革担当部長)																																																		
市対給水技術局 上下水道局次長	総括部(上下水道総括室長) 水道工務部(水道工務部長) 水道施設部(水道施設部長) 第五応急対策部(下水道部長)																																																		
市対避難局 両教育次長	総括部(教育総括室長) 第一避難部(社会教育部長) 第二避難部(監査事務局長、選挙管理委員 長) 第三避難部(コミュニティ推進部長)※ 第四避難部(学校改革部長、学校教育) (協力機関)西宮スポーツセンター																																																		
市対物資局 産業文化局長	総括部(産業文化総括室長)※ 第一物資供給管理部(文化スポーツ部長) 第二物資供給管理部(産業部長) (協力機関)西宮市文化振興財団																																																		
市対福祉局 健康福祉局長	総括部(福祉総括室長) 福祉部(福祉部長) 生活支援部(生活支援部長) (協力機関)西宮市社会福祉協議会 (協力機関)西宮市社会福祉事業団																																																		
市対保健医療局 保健所長	総括部 (保健所副所長、新型コロナウイルス感染症対策室長)																																																		
市対子ども支援局 子ども支援局長	総括部(子供支援総括室長) 子育て支援部(子育て支援部長) 子育て事業部(子育て事業部長) 子ども未来部(子ども未来部長)																																																		
市対衛生局 環境局長	総括部(環境総括室長) 衛生事業部(環境事業部長) 衛生施設部(環境施設部長) (協力機関)西宮市都市整備公社(斎園事業のみ)																																																		
市対第一技術局 都市局長	総括部(都市総括室長) 第一応急対策部(都市計画部長) 第二応急対策部(建築・開発指導部長) 市営住宅部(住宅部長)																																																		
市対第二技術局 土木局長	総括部(土木総括室長) 第三応急対策部 (臨海対策部長、道路部長、公園緑化部長) 第四応急対策部(営繕部長)																																																		
市対病院局 中央病院事務局長	総括部(管理部長、病院改革担当部長)																																																		
市対給水技術局 上下水道局次長	総括部(上下水道総括室長) 水道工務部(水道工務部長) 水道施設部(水道施設部長) 第五応急対策部(下水道部長)																																																		
市対避難局 両教育次長	総括部[第一避難部] (教育総括室長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長)※ 第二避難部(学校支援部長、学校教育部長) 第三避難部(コミュニティ推進部長)※ 第四避難部(生涯学習部長) (協力機関)西宮スポーツセンター																																																		
市対消防公安局 消防局長 消防団長	総括部(警防部長) 総務部(総務部長) 西宮消防署(西宮消防署長) 鳴尾消防署(鳴尾消防署長) 瓦木消防署(瓦木消防署長) 北消防署(北消防署長) 消防団(副団長)																																																		
市対議会担当局 議会事務局長	総括部(議会事務局次長)																																																		
市対会計局 会計室長	総括部(会計室長)																																																		

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>市対消防公安局 消防局長 消防団長</p> </div> <div style="width: 60%;"> <p>総括部(警防部長) 総務部(総務部長) 西宮消防署(西宮消防署長) 鳴尾消防署(鳴尾消防署長) 瓦木消防署(瓦木消防署長) 北消防署(北消防署長) 消防団(副団長)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>市対議会担当局 議会議務局長</p> </div> <div style="width: 60%;"> <p>総括部(議会議務局次長)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>市対会計局 会計室長</p> </div> <div style="width: 60%;"> <p>総括部(会計室長)</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">注)「※」の部は、複数の担当部局で構成している。詳細は、別紙「災害対策本部組織図」に準じる。</p>		
3-8	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能（法28）</p> <p>③ 市対各局の事務分掌</p> <p>本部における事務分掌は、以下の表のとおりとする。</p> <p>市対策本部の各市対局の機能(事務分掌)は、次の「国民保護対策本部の事務分掌」とおりとし、市対策本部設置時には、その事務遂行が通常業務よりも優先される。また、各市対局内における事務分担は、各局長の裁量により取り決められるものとする。</p> <p>なお、各事務分掌に割り当てられた担当部局は、その事務遂行の中心的なセクションとして位置付けられるものであり、事案状況及び被害発生規模によっては、臨時編成体制を執り業務に当たる場合もある。</p>	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能（法28）</p> <p>③ 市対各局の事務分掌</p> <p>本部における事務分掌は、以下の表のとおりとする。</p> <p>市対策本部の各市対局の機能(事務分掌)は、次の「国民保護対策本部の事務分掌」とおりとし、市対策本部設置時には、その事務遂行が通常業務よりも優先される。また、各市対局内における事務分担は、各局長の裁量により取り決められるものとする。</p> <p>なお、各事務分掌に割り当てられた担当部局は、その事務遂行の中心的なセクションとして位置付けられるものであり、事案状況及び被害発生規模によっては、臨時編成体制を執り業務に当たる場合もある。</p>	<p>表現の変更 組織改編に伴う変更</p>

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由														
	<p>国民保護対策本部の事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>局</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市対統制局 (防災危機管理局長) (危機管理顧問)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 自局の人員状況の把握、動員参集、本部連絡調整に関する事。(総括部) 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 本部の設置及び廃止に関する事。 本部会議、市対統括担当者会議の開催に関する事。 災害応急対策に係る情報収集及び伝達、かつ全般の調整に関する事。 被害状況の関係機関への報告に関する事。 気象及び地震等の情報収集に関する事。 自衛隊派遣要請に関する事。 国、県等関係機関との連絡調整に関する事。 各局との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関する事。 他市町村等への応援派遣措置及び連絡調整に関する事。 自主防災組織に関する事。 避難情報発令に関する事。 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>市対政策局 (政策局長) (担当理事)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 災害応急対策にかかる財政措置に関する事。 災害救助費関係資料の作成及び報告に関する事。 局内及び他局業務の応援に関する事。 見舞い者等への応接及び秘書に関する事。 被災外国人に対する情報提供及び相談に関する事。 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関する事。 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関する事。 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。 避難情報等の広報に関する事。 避難者情報の入力補助に関する事(大規模災害時)。 その他広報に関する事。 その他広聴に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	局	主な事務分掌	市対統制局 (防災危機管理局長) (危機管理顧問)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 自局の人員状況の把握、動員参集、本部連絡調整に関する事。(総括部) 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 本部の設置及び廃止に関する事。 本部会議、市対統括担当者会議の開催に関する事。 災害応急対策に係る情報収集及び伝達、かつ全般の調整に関する事。 被害状況の関係機関への報告に関する事。 気象及び地震等の情報収集に関する事。 自衛隊派遣要請に関する事。 国、県等関係機関との連絡調整に関する事。 各局との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関する事。 他市町村等への応援派遣措置及び連絡調整に関する事。 自主防災組織に関する事。 避難情報発令に関する事。 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 	市対政策局 (政策局長) (担当理事)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 災害応急対策にかかる財政措置に関する事。 災害救助費関係資料の作成及び報告に関する事。 局内及び他局業務の応援に関する事。 見舞い者等への応接及び秘書に関する事。 被災外国人に対する情報提供及び相談に関する事。 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関する事。 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関する事。 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。 避難情報等の広報に関する事。 避難者情報の入力補助に関する事(大規模災害時)。 その他広報に関する事。 その他広聴に関する事。 	<p>【国民保護対策本部の事務分掌】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>局</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市対統制局 (危機管理室長) (危機管理顧問)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 自局の人員状況の把握、動員参集、本部連絡調整に関する事。(総括部) 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 本部の設置及び廃止に関する事。 本部会議、市対統括担当者会議の開催に関する事。 災害応急対策に係る情報収集及び伝達、かつ全般の調整に関する事。 被害状況の関係機関への報告に関する事。 気象及び地震等の情報収集に関する事。 自衛隊派遣要請に関する事。 国、県等関係機関との連絡調整に関する事。 各局との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関する事。 他市町村等への応援派遣措置及び連絡調整に関する事。 自主防災組織に関する事。 避難情報発令に関する事。 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>市対総務局 (総務局長)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。 各局の人員状況の取りまとめに関する事。 職員の動員配置及び各局の配置調整に関する事。 職員の給食及び衛生管理に関する事。 応援配備に関する事。 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事。 ボランティア関係団体及びボランティア等との連絡調整並びに受入れ及び配置に関する事。 その他動員に関する事。 災害に伴う各種データの作成、管理及び情報処理に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>市対政策局 (政策局長)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事。 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 局内及び他局業務の応援に関する事。 見舞い者等への応接及び秘書に関する事。 被災外国人に対する情報提供及び相談に関する事。 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関する事。 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関する事。 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。 避難情報等の広報に関する事。 避難者情報の入力補助に関する事(大規模災害時)。 その他広報に関する事。 その他広聴に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	局	主な事務分掌	市対統制局 (危機管理室長) (危機管理顧問)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 自局の人員状況の把握、動員参集、本部連絡調整に関する事。(総括部) 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 本部の設置及び廃止に関する事。 本部会議、市対統括担当者会議の開催に関する事。 災害応急対策に係る情報収集及び伝達、かつ全般の調整に関する事。 被害状況の関係機関への報告に関する事。 気象及び地震等の情報収集に関する事。 自衛隊派遣要請に関する事。 国、県等関係機関との連絡調整に関する事。 各局との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関する事。 他市町村等への応援派遣措置及び連絡調整に関する事。 自主防災組織に関する事。 避難情報発令に関する事。 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 	市対総務局 (総務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。 各局の人員状況の取りまとめに関する事。 職員の動員配置及び各局の配置調整に関する事。 職員の給食及び衛生管理に関する事。 応援配備に関する事。 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事。 ボランティア関係団体及びボランティア等との連絡調整並びに受入れ及び配置に関する事。 その他動員に関する事。 災害に伴う各種データの作成、管理及び情報処理に関する事。 	市対政策局 (政策局長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事。 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 局内及び他局業務の応援に関する事。 見舞い者等への応接及び秘書に関する事。 被災外国人に対する情報提供及び相談に関する事。 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関する事。 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関する事。 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。 避難情報等の広報に関する事。 避難者情報の入力補助に関する事(大規模災害時)。 その他広報に関する事。 その他広聴に関する事。 	
局	主な事務分掌																
市対統制局 (防災危機管理局長) (危機管理顧問)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 自局の人員状況の把握、動員参集、本部連絡調整に関する事。(総括部) 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 本部の設置及び廃止に関する事。 本部会議、市対統括担当者会議の開催に関する事。 災害応急対策に係る情報収集及び伝達、かつ全般の調整に関する事。 被害状況の関係機関への報告に関する事。 気象及び地震等の情報収集に関する事。 自衛隊派遣要請に関する事。 国、県等関係機関との連絡調整に関する事。 各局との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関する事。 他市町村等への応援派遣措置及び連絡調整に関する事。 自主防災組織に関する事。 避難情報発令に関する事。 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 																
市対政策局 (政策局長) (担当理事)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 災害応急対策にかかる財政措置に関する事。 災害救助費関係資料の作成及び報告に関する事。 局内及び他局業務の応援に関する事。 見舞い者等への応接及び秘書に関する事。 被災外国人に対する情報提供及び相談に関する事。 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関する事。 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関する事。 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。 避難情報等の広報に関する事。 避難者情報の入力補助に関する事(大規模災害時)。 その他広報に関する事。 その他広聴に関する事。 																
局	主な事務分掌																
市対統制局 (危機管理室長) (危機管理顧問)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 自局の人員状況の把握、動員参集、本部連絡調整に関する事。(総括部) 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 本部の設置及び廃止に関する事。 本部会議、市対統括担当者会議の開催に関する事。 災害応急対策に係る情報収集及び伝達、かつ全般の調整に関する事。 被害状況の関係機関への報告に関する事。 気象及び地震等の情報収集に関する事。 自衛隊派遣要請に関する事。 国、県等関係機関との連絡調整に関する事。 各局との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関する事。 他市町村等への応援派遣措置及び連絡調整に関する事。 自主防災組織に関する事。 避難情報発令に関する事。 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 																
市対総務局 (総務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。 各局の人員状況の取りまとめに関する事。 職員の動員配置及び各局の配置調整に関する事。 職員の給食及び衛生管理に関する事。 応援配備に関する事。 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事。 ボランティア関係団体及びボランティア等との連絡調整並びに受入れ及び配置に関する事。 その他動員に関する事。 災害に伴う各種データの作成、管理及び情報処理に関する事。 																
市対政策局 (政策局長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事。 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 局内及び他局業務の応援に関する事。 見舞い者等への応接及び秘書に関する事。 被災外国人に対する情報提供及び相談に関する事。 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関する事。 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関する事。 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。 避難情報等の広報に関する事。 避難者情報の入力補助に関する事(大規模災害時)。 その他広報に関する事。 その他広聴に関する事。 																

頁	現行（旧）		変更案（新）		変更理由
	局	主な事務分担	局	主な事務分担	
	市対総務局 (総務局長) (担当理事)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。 7 各局の人員状況の取りまとめに関する事。 8 職員の動員配置及び各局の配置調整に関する事。 9 職員の給食及び衛生管理に関する事。 10 応援配備に関する事。 11 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事。 12 ボランティア関係団体及びボランティア等との連絡調整並びに受入れ及び配置に関する事。 13 その他動員に関する事。 14 市有財産（文教施設、地域市民施設は除く）の被害調査に関する事。 15 車両等の整備・配分に関する事。 16 車両及び応急災害用資機材の借上に関する事。 17 家屋調査等に関する事。 18 罹災証明に関する事。 19 被害届に関する事。 20 民間被災建物等被害の調査及び調査資料の整理に関する事。 21 災害見舞金等支給条例にかかる被災調査に関する事。 22 災害に伴う各種データの作成、管理及び情報処理に関する事。	市対財務局 (財務局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事。 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 市有財産（文教施設、地域市民施設は除く）の被害調査に関する事。 7 車両等の整備・配分に関する事。 8 車両及び応急災害用資機材の借上に関する事。 9 家屋調査等に関する事。 10 罹災証明等に関する事。 11 罹災届出証明等に関する事。 12 民間被災建物等被害の調査及び調査資料の整理に関する事。 13 災害見舞金等支給条例にかかる被災調査に関する事。 14 災害応急対策にかかる財政措置に関する事。 15 災害救助費関係資料の作成及び報告に関する事。	
	市対市民局 (市民局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 支所管轄区域内の災害情報の収集及び災害対策本部との連絡に関する事。 7 支所管轄区域内における各局の活動への協力に関する事。 8 住民・被災者からの問合せ、相談、要望等に対する対応に関する事。 9 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 10 その他市民との対応に関する事。	市対市民局 (市民局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 支所管轄区域内の災害情報の収集及び災害対策本部との連絡に関する事。 7 支所管轄区域内における各局の活動への協力に関する事。 8 住民・被災者からの問合せ、相談、要望等に対する対応に関する事。 9 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 10 その他市民との対応に関する事。	
	市対物資局 (産業文化局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 支所管轄区域内の災害情報の収集及び災害対策本部との連絡に関する事。 7 支所管轄区域内における各局の活動への協力に関する事。 8 住民・被災者からの問合せ、相談、要望等に対する対応に関する事。 9 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 10 その他市民との対応に関する事。	市対物資局 (産業文化局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 食料及び生活必需品の調達、確保及び管理に関する事。 7 食料及び生活必需品の分荷、供給に関する事。 8 炊き出し用食材等の調達、供給に関する事。 9 他市町村等への救援物資の調達、提供に関する事。 10 その他物資調達、供給に関する事。 11 樋門、スクリーンに係る農会との調整に関する事。(農政課)	
	市対物資局 (産業文化局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 食料及び生活必需品の調達、確保及び管理に関する事。 7 食料及び生活必需品の分荷、供給に関する事。 8 炊き出し用食材等の調達、供給に関する事。 9 他市町村等への救援物資の調達、提供に関する事。 10 その他物資調達、供給に関する事。 11 樋門、スクリーンに係る農会との調整に関する事。(農政課)	市対福祉局 (健康福祉局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 要配慮者に関する事。 7 福祉避難所の開設及び管理に関する事。 8 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関する事。 9 義援金、援助金、見舞金等の配分に関する事。 10 災害弔慰金に関する事。 11 被災者生活再建支援金等に関する事。(但し調査を除く) 12 災害ボランティアセンターに関する事。(社会福祉協議会) 13 その他被災者の福祉に関する事。	

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>局</th> <th>主な事務分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市対福祉局 (健康福祉局長)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害時要援護者に関する事。 福祉避難所の開設及び管理に関する事。 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関する事。 義援金、援助金、見舞金等の配分に関する事。 災害弔慰金に関する事。 被災者生活再建支援金等に関する事。(但し調査を除く) 災害ボランティアセンターに関する事。(社会福祉協議会) その他被災者の福祉に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>市対保健医療局 (保健所長)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 医師会等医療関係機関との連絡に関する事。 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 被災者の保健医療及び相談に関する事。 防疫に関する事 救護所の開設及び救急医薬品等の調達に関する事。 被災地区住民の疫学調査・健康調査に関する事。 その他保健医療に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>市対子ども支援局 (子ども支援局長)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害時要援護者に関する事。 福祉避難所の開設及び管理に関する事。 その他被災者の福祉に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>市対衛生局 (環境局長)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 死亡者の収容及び埋火葬に関する事。 防疫作業に関する事。 葬祭業者等に対する協力要請に関する事。 じんかい収集等広域応援の受け入れ、調整に関する事。 し尿収集及び終末処理に関する事。 仮設トイレの設置等に関する事。 じんかい収集及び処理に関する事。 水路の清掃に関する事。 樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関する事。 災害応急対策にかかる環境に関する事。 その他衛生に関する事。 ガレキの処理に関する事 倒壊家屋に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	局	主な事務分担	市対福祉局 (健康福祉局長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害時要援護者に関する事。 福祉避難所の開設及び管理に関する事。 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関する事。 義援金、援助金、見舞金等の配分に関する事。 災害弔慰金に関する事。 被災者生活再建支援金等に関する事。(但し調査を除く) 災害ボランティアセンターに関する事。(社会福祉協議会) その他被災者の福祉に関する事。 	市対保健医療局 (保健所長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 医師会等医療関係機関との連絡に関する事。 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 被災者の保健医療及び相談に関する事。 防疫に関する事 救護所の開設及び救急医薬品等の調達に関する事。 被災地区住民の疫学調査・健康調査に関する事。 その他保健医療に関する事。 	市対子ども支援局 (子ども支援局長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害時要援護者に関する事。 福祉避難所の開設及び管理に関する事。 その他被災者の福祉に関する事。 	市対衛生局 (環境局長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 死亡者の収容及び埋火葬に関する事。 防疫作業に関する事。 葬祭業者等に対する協力要請に関する事。 じんかい収集等広域応援の受け入れ、調整に関する事。 し尿収集及び終末処理に関する事。 仮設トイレの設置等に関する事。 じんかい収集及び処理に関する事。 水路の清掃に関する事。 樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関する事。 災害応急対策にかかる環境に関する事。 その他衛生に関する事。 ガレキの処理に関する事 倒壊家屋に関する事 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>局</th> <th>主な事務分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市対保健医療局 (保健所長)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 医師会等医療関係機関との連絡に関する事。 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 被災者の保健医療及び相談に関する事。 防疫に関する事 救護所の開設及び救急医薬品等の調達に関する事。 被災地区住民の疫学調査、健康調査に関する事。 その他保健医療に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>市対子ども支援局 (子ども支援局長)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 要配慮者に関する事。 福祉避難所の開設及び管理に関する事。 その他被災者の福祉に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>市対衛生局 (環境局長)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 死亡者の収容及び埋火葬に関する事。 防疫作業に関する事。 葬祭業者等に対する協力要請に関する事。 じんかい収集等広域応援の受け入れ、調整に関する事。 し尿収集及び終末処理に関する事。 仮設トイレの設置等に関する事。 じんかい収集及び処理に関する事。 水路の清掃に関する事。 樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関する事。 災害応急対策にかかる環境に関する事。 その他衛生に関する事。 ガレキの処理に関する事 倒壊家屋に関する事 </td> </tr> <tr> <td>市対第一技術局 (都市局長)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 被害状況の収集に関する事。 所管工事現場の災害防止に関する事。 宅地相談その他二次災害の予防に関する事。 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 宅地及び建物応急危険度判定に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	局	主な事務分担	市対保健医療局 (保健所長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 医師会等医療関係機関との連絡に関する事。 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 被災者の保健医療及び相談に関する事。 防疫に関する事 救護所の開設及び救急医薬品等の調達に関する事。 被災地区住民の疫学調査、健康調査に関する事。 その他保健医療に関する事。 	市対子ども支援局 (子ども支援局長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 要配慮者に関する事。 福祉避難所の開設及び管理に関する事。 その他被災者の福祉に関する事。 	市対衛生局 (環境局長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 死亡者の収容及び埋火葬に関する事。 防疫作業に関する事。 葬祭業者等に対する協力要請に関する事。 じんかい収集等広域応援の受け入れ、調整に関する事。 し尿収集及び終末処理に関する事。 仮設トイレの設置等に関する事。 じんかい収集及び処理に関する事。 水路の清掃に関する事。 樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関する事。 災害応急対策にかかる環境に関する事。 その他衛生に関する事。 ガレキの処理に関する事 倒壊家屋に関する事 	市対第一技術局 (都市局長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 被害状況の収集に関する事。 所管工事現場の災害防止に関する事。 宅地相談その他二次災害の予防に関する事。 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 宅地及び建物応急危険度判定に関する事。 	
局	主な事務分担																						
市対福祉局 (健康福祉局長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害時要援護者に関する事。 福祉避難所の開設及び管理に関する事。 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関する事。 義援金、援助金、見舞金等の配分に関する事。 災害弔慰金に関する事。 被災者生活再建支援金等に関する事。(但し調査を除く) 災害ボランティアセンターに関する事。(社会福祉協議会) その他被災者の福祉に関する事。 																						
市対保健医療局 (保健所長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 医師会等医療関係機関との連絡に関する事。 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 被災者の保健医療及び相談に関する事。 防疫に関する事 救護所の開設及び救急医薬品等の調達に関する事。 被災地区住民の疫学調査・健康調査に関する事。 その他保健医療に関する事。 																						
市対子ども支援局 (子ども支援局長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害時要援護者に関する事。 福祉避難所の開設及び管理に関する事。 その他被災者の福祉に関する事。 																						
市対衛生局 (環境局長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 死亡者の収容及び埋火葬に関する事。 防疫作業に関する事。 葬祭業者等に対する協力要請に関する事。 じんかい収集等広域応援の受け入れ、調整に関する事。 し尿収集及び終末処理に関する事。 仮設トイレの設置等に関する事。 じんかい収集及び処理に関する事。 水路の清掃に関する事。 樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関する事。 災害応急対策にかかる環境に関する事。 その他衛生に関する事。 ガレキの処理に関する事 倒壊家屋に関する事 																						
局	主な事務分担																						
市対保健医療局 (保健所長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 医師会等医療関係機関との連絡に関する事。 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 被災者の保健医療及び相談に関する事。 防疫に関する事 救護所の開設及び救急医薬品等の調達に関する事。 被災地区住民の疫学調査、健康調査に関する事。 その他保健医療に関する事。 																						
市対子ども支援局 (子ども支援局長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 要配慮者に関する事。 福祉避難所の開設及び管理に関する事。 その他被災者の福祉に関する事。 																						
市対衛生局 (環境局長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 死亡者の収容及び埋火葬に関する事。 防疫作業に関する事。 葬祭業者等に対する協力要請に関する事。 じんかい収集等広域応援の受け入れ、調整に関する事。 し尿収集及び終末処理に関する事。 仮設トイレの設置等に関する事。 じんかい収集及び処理に関する事。 水路の清掃に関する事。 樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関する事。 災害応急対策にかかる環境に関する事。 その他衛生に関する事。 ガレキの処理に関する事 倒壊家屋に関する事 																						
市対第一技術局 (都市局長)	<ol style="list-style-type: none"> 人命救助・救出・捜索等に関する事。 避難誘導等に関する事。 他局への業務応援に関する事 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 被害状況の収集に関する事。 所管工事現場の災害防止に関する事。 宅地相談その他二次災害の予防に関する事。 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 宅地及び建物応急危険度判定に関する事。 																						

頁	現行（旧）		変更案（新）		変更理由
	局	主な事務分担			
	市対第一技術局 (都市局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 7 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 8 被害状況の収集に関する事。 9 所管工事現場の災害防止に関する事。 10 宅地相談その他二次災害の予防に関する事。 11 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 12 宅地及び建物応急危険度判定に関する事。 13 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 14 民間住宅の応急修理に係る県との調整に関する事。 15 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 16 その他土木建築の技術面に関する事。 17 応急仮設住宅の建設に関する事。 18 応急仮設住宅の管理に関する事。 19 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。	13 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 14 民間住宅の応急修理に係る県との調整に関する事。 15 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 16 その他土木建築の技術面に関する事。 17 応急仮設住宅の建設に関する事。 18 応急仮設住宅の管理に関する事。 19 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。		
	市対第二技術局 (土木局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 7 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 8 被害状況の収集に関する事。 9 所管工事現場の災害防止に関する事。 10 二次災害の予防に関する事。 11 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 12 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 13 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 14 その他土木建築の技術面に関する事。 15 樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関する事。 16 海岸保全施設に関する事。 17 水路清掃の指示に関する事。 18 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 19 災害応急対策にかかる緑化に関する事。 20 倒壊家屋対策に関する事。 21 庁舎の管理に関する事。 22 施設の耐震化に関する事。 23 災害用電話等の確保に関する事。 24 応急仮設住宅の建設に関する事。	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 7 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 8 被害状況の収集に関する事。 9 所管工事現場の災害防止に関する事。 10 二次災害の予防に関する事。 11 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 12 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 13 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 14 その他土木建築の技術面に関する事。 15 樋門、スクリーンの巡視、状況調査に関する事。 16 海岸保全施設に関する事。 17 水路清掃の指示に関する事。 18 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 19 災害応急対策にかかる緑化に関する事。 20 応急仮設住宅の建設に関する事。		
	市対病院局 (事務局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 4 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 5 救急患者の収容及び診療に関する事。 6 医療材料の調達・供給に関する事。 7 その他病院に関する事。	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 4 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 5 救急患者の収容及び診療に関する事。 6 医療材料の調達・供給に関する事。 7 その他病院に関する事。		
	市対給水技術局 (上下水道局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 各団体、関係業者との連絡に関する事。 7 応急復旧用諸資材の調達及び会計に関する事。 8 広域給水応援の受入れ、調整に関する事。 9 ダム関係施設の貯水放流に関する事。 10 送配水の応急措置に関する事。 11 被災地の応急給水に関する事。 12 施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。 13 緊急送配水工事に関する事。 14 工業用水道の被害状況の調査並びに施設の応急復旧に関する事。 15 その他の給水に関する事。 16 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 各団体、関係業者との連絡に関する事。 7 応急復旧用諸資材の調達及び会計に関する事。 8 広域給水応援の受入れ、調整に関する事。 9 ダム関係施設の貯水放流に関する事。 10 送配水の応急措置に関する事。 11 被災地の応急給水に関する事。 12 施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。 13 緊急送配水工事に関する事。 14 工業用水道の被害状況の調査並びに施設の応急復旧に関する事。 15 その他の給水に関する事。 16 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。		

頁	現行（旧）		変更案（新）		変更理由																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>局</th> <th>主な事務分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市対給水技術局 (上下水道局長)</td> <td> 1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 各団体、関係業者との連絡に関する事。 7 応急復旧用諸資材の調達及び会計に関する事。 8 広域給水応援の受け入れ、調整に関する事。 9 ダム関係施設の貯水放流に関する事。 10 送配水の応急措置に関する事。 11 被災地の応急給水に関する事。 12 施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。 13 緊急送配水工事にに関する事。 14 工業用水道の被害状況の調査並びに施設の応急復旧に関する事。 15 その他の給水に関する事。 16 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 17 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 18 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 19 被害状況の収集に関する事。 20 所管工事現場の災害防止に関する事。 21 二次災害防止に関する事。 22 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 23 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 24 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 25 その他土木建築の技術面に関する事。 26 ポンプの維持・操作・水門・樋門等の開閉操作及び指揮、スクリーンの巡視に関する事。 27 海岸保全施設の操作に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>市対避難局 (両教育次長)</td> <td> 1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 避難所の開設及び管理に関する事。 7 幼児児童生徒の安全対策に関する事。 8 応急教育の実施に関する事。 9 社会教育の応急対策に関する事。 10 教育施設等の被害の調査及び復旧に関する事。 11 学用品等の給与に関する事。 12 文化財の保護に関する事。 13 その他避難所及び文教対策に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>市対消防公安局 (消防局長) (消防団長(兼務))</td> <td> 1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 4 消火及び救出救助に関する事。 5 救急に関する事。 6 消防団との連携に関する事。 7 消防活動状況の把握及び記録に関する事。 8 災害情報の収集連絡に関する事。 9 被害状況の把握及び記録集計に関する事。 10 気象観測に関する事。 11 関係機関との連絡調整に関する事。 12 広域消防応援の受入れ及び調整に関する事。 13 避難指示に関する事。 14 自主防災組織に関する事。 15 西宮市消防協力隊に関する事。 16 その他消防に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>市対議会担当局 (議会議務局長)</td> <td> 1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 議会及び議員に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>市対会計局</td> <td>1 人命救助・救出・捜索等に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	局	主な事務分担	市対給水技術局 (上下水道局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 各団体、関係業者との連絡に関する事。 7 応急復旧用諸資材の調達及び会計に関する事。 8 広域給水応援の受け入れ、調整に関する事。 9 ダム関係施設の貯水放流に関する事。 10 送配水の応急措置に関する事。 11 被災地の応急給水に関する事。 12 施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。 13 緊急送配水工事にに関する事。 14 工業用水道の被害状況の調査並びに施設の応急復旧に関する事。 15 その他の給水に関する事。 16 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 17 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 18 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 19 被害状況の収集に関する事。 20 所管工事現場の災害防止に関する事。 21 二次災害防止に関する事。 22 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 23 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 24 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 25 その他土木建築の技術面に関する事。 26 ポンプの維持・操作・水門・樋門等の開閉操作及び指揮、スクリーンの巡視に関する事。 27 海岸保全施設の操作に関する事。	市対避難局 (両教育次長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 避難所の開設及び管理に関する事。 7 幼児児童生徒の安全対策に関する事。 8 応急教育の実施に関する事。 9 社会教育の応急対策に関する事。 10 教育施設等の被害の調査及び復旧に関する事。 11 学用品等の給与に関する事。 12 文化財の保護に関する事。 13 その他避難所及び文教対策に関する事。	市対消防公安局 (消防局長) (消防団長(兼務))	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 4 消火及び救出救助に関する事。 5 救急に関する事。 6 消防団との連携に関する事。 7 消防活動状況の把握及び記録に関する事。 8 災害情報の収集連絡に関する事。 9 被害状況の把握及び記録集計に関する事。 10 気象観測に関する事。 11 関係機関との連絡調整に関する事。 12 広域消防応援の受入れ及び調整に関する事。 13 避難指示に関する事。 14 自主防災組織に関する事。 15 西宮市消防協力隊に関する事。 16 その他消防に関する事。	市対議会担当局 (議会議務局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 議会及び議員に関する事。	市対会計局	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>局</th> <th>主な事務分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市対避難局 (両教育次長)</td> <td> 1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 避難所の開設及び管理に関する事。 7 幼児児童生徒の安全対策に関する事。 8 応急教育の実施に関する事。 9 社会教育の応急対策に関する事。 10 教育施設等の被害の調査及び復旧に関する事。 11 学用品等の給与に関する事。 12 文化財の保護に関する事。 13 その他避難所及び文教対策に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>市対消防公安局 (消防局長) (消防団長(兼務))</td> <td> 1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 議会及び議員に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>市対議会担当局 (議会議務局長)</td> <td> 1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 議会及び議員に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>市対会計局</td> <td>1 人命救助・救出・捜索等に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	局	主な事務分担	市対避難局 (両教育次長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 避難所の開設及び管理に関する事。 7 幼児児童生徒の安全対策に関する事。 8 応急教育の実施に関する事。 9 社会教育の応急対策に関する事。 10 教育施設等の被害の調査及び復旧に関する事。 11 学用品等の給与に関する事。 12 文化財の保護に関する事。 13 その他避難所及び文教対策に関する事。	市対消防公安局 (消防局長) (消防団長(兼務))	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 議会及び議員に関する事。	市対議会担当局 (議会議務局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 議会及び議員に関する事。	市対会計局	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。	
局	主な事務分担																								
市対給水技術局 (上下水道局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 各団体、関係業者との連絡に関する事。 7 応急復旧用諸資材の調達及び会計に関する事。 8 広域給水応援の受け入れ、調整に関する事。 9 ダム関係施設の貯水放流に関する事。 10 送配水の応急措置に関する事。 11 被災地の応急給水に関する事。 12 施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。 13 緊急送配水工事にに関する事。 14 工業用水道の被害状況の調査並びに施設の応急復旧に関する事。 15 その他の給水に関する事。 16 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。 17 災害復旧・復興計画等の企画立案に関する事。 18 土木建築業者等との連絡調整に関する事。 19 被害状況の収集に関する事。 20 所管工事現場の災害防止に関する事。 21 二次災害防止に関する事。 22 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事。 23 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。 24 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。 25 その他土木建築の技術面に関する事。 26 ポンプの維持・操作・水門・樋門等の開閉操作及び指揮、スクリーンの巡視に関する事。 27 海岸保全施設の操作に関する事。																								
市対避難局 (両教育次長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 避難所の開設及び管理に関する事。 7 幼児児童生徒の安全対策に関する事。 8 応急教育の実施に関する事。 9 社会教育の応急対策に関する事。 10 教育施設等の被害の調査及び復旧に関する事。 11 学用品等の給与に関する事。 12 文化財の保護に関する事。 13 その他避難所及び文教対策に関する事。																								
市対消防公安局 (消防局長) (消防団長(兼務))	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 4 消火及び救出救助に関する事。 5 救急に関する事。 6 消防団との連携に関する事。 7 消防活動状況の把握及び記録に関する事。 8 災害情報の収集連絡に関する事。 9 被害状況の把握及び記録集計に関する事。 10 気象観測に関する事。 11 関係機関との連絡調整に関する事。 12 広域消防応援の受入れ及び調整に関する事。 13 避難指示に関する事。 14 自主防災組織に関する事。 15 西宮市消防協力隊に関する事。 16 その他消防に関する事。																								
市対議会担当局 (議会議務局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 議会及び議員に関する事。																								
市対会計局	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。																								
局	主な事務分担																								
市対避難局 (両教育次長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 避難所の開設及び管理に関する事。 7 幼児児童生徒の安全対策に関する事。 8 応急教育の実施に関する事。 9 社会教育の応急対策に関する事。 10 教育施設等の被害の調査及び復旧に関する事。 11 学用品等の給与に関する事。 12 文化財の保護に関する事。 13 その他避難所及び文教対策に関する事。																								
市対消防公安局 (消防局長) (消防団長(兼務))	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 議会及び議員に関する事。																								
市対議会担当局 (議会議務局長)	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。 2 避難誘導等に関する事。 3 他局への業務応援に関する事 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関する事。(総括部) 6 議会及び議員に関する事。																								
市対会計局	1 人命救助・救出・捜索等に関する事。																								

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
		(会計室長) 2 避難誘導等に関すること。 3 他局への業務応援に関すること 4 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5 自局の人員状況の把握、本部連絡調整に関すること。(総括部) 6 災害応急関係経費の支払いに関すること。 7 義援金、見舞金等の受付・出納に関すること。 8 その他経費の支払に関すること。	
3-14	第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (4) 市対策本部の組織運営 ②本部の設置場所 市対策本部室の設置場所は、原則として市役所本庁舎442会議室とする。ただし、使用不可及びその必要な場合には、使用可能な施設にて設置する。 また、本部室前には「西宮市国民保護対策本部」等の標識を掲示する。	第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (4) 市対策本部の組織運営 ②本部の設置場所 市対策本部室の設置場所は、原則として市役所第二庁舎(危機管理センター)4階対策本部室とする。ただし、使用不可及びその必要な場合には、使用可能な施設にて設置する。 また、本部室前には「西宮市国民保護対策本部」等の標識を掲示する。	第二庁舎(危機管理センター)整備に伴う変更
3-14	(新規)	第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (4) 市対策本部の組織運営 ③作戦室の設置 国民保護対策本部の作戦室(市民窓口)の設置場所は、災害の規模に応じて市役所第二庁舎(危機管理センター)4階オペレーションルームとする。 オペレーションルームは災害のフェーズ(発災初期、応急期、復旧期)に応じて運用が異なるため、国民保護対策本部の指示に従い本部のレイアウトを変更する。 通信受付室において、市民等からの被害情報等を収集し、その情報を基にオペレーションルームにおいて、応急対策の立案及び指示を行う。 また、情報収集、救助、警備活動などにおける国、県及び関係機関などとの連絡調整を行う。	第二庁舎(危機管理センター)整備に伴う変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由												
3-14	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(4) 市対策本部の組織運営</p> <p>③本部会議の開催</p> <p>本部長は、本部会議を開催し、その議長となり、保護措置の実施方針や各局部の調整・連絡を行う。また、本部会議の構成員は、会議の招集の必要があると認める場合には、危機管理監を通じて本部長に要請する。</p> <p>【本部会議の概要】</p> <table border="1"> <tr> <td>構成員</td> <td>本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員。ただし、事態の種類・規模・態様等によっては、本部長はその数を増員又は減員して組織することができる。</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●本部長の指示 ●市対統制局から各局への事態等の情報及び連絡事項の伝達・確認 ●市対各局からの災害対策実施状況や被害情報等の報告 ●事態等の情報、被害情報分析 ●対策活動の基本方針決定 ●市対各局 対策の実施調整 ●関係機関等との連絡体制の確認及び被害情報の報告 ●避難誘導隊の編成(各市対局から職員を選抜) ●各種応援の要請 ●その他国民保護対策に関する必要事項 </td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td>442 会議室</td> </tr> </table>	構成員	本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員。ただし、事態の種類・規模・態様等によっては、本部長はその数を増員又は減員して組織することができる。	協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ●本部長の指示 ●市対統制局から各局への事態等の情報及び連絡事項の伝達・確認 ●市対各局からの災害対策実施状況や被害情報等の報告 ●事態等の情報、被害情報分析 ●対策活動の基本方針決定 ●市対各局 対策の実施調整 ●関係機関等との連絡体制の確認及び被害情報の報告 ●避難誘導隊の編成(各市対局から職員を選抜) ●各種応援の要請 ●その他国民保護対策に関する必要事項 	開催場所	442 会議室	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(4) 市対策本部の組織運営</p> <p>④本部会議の開催</p> <p>本部長は、本部会議を開催し、その議長となり、保護措置の実施方針や各部局の調整・連絡を行う。また、本部会議の構成員は、会議の招集の必要があると認める場合には、危機管理監を通じて本部長に要請する。</p> <p>【本部会議の概要】</p> <table border="1"> <tr> <td>構成員</td> <td>本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員。ただし、事態の種類・規模・態様等によっては、本部長はその数を増員又は減員して組織することができる。</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●本部長の指示 ●市対統制局から各局への事態等の情報及び連絡事項の伝達・確認 ●市対各局からの災害対策実施状況や被害情報等の報告 ●事態等の情報、被害情報分析 ●対策活動の基本方針決定 ●市対各局 対策の実施調整 ●関係機関等との連絡体制の確認及び被害情報の報告 ●避難誘導の実施調整 ●各種応援の要請 ●その他国民保護対策に関する必要事項 </td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td>第二庁舎（危機管理センター）4階対策本部室</td> </tr> </table>	構成員	本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員。ただし、事態の種類・規模・態様等によっては、本部長はその数を増員又は減員して組織することができる。	協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ●本部長の指示 ●市対統制局から各局への事態等の情報及び連絡事項の伝達・確認 ●市対各局からの災害対策実施状況や被害情報等の報告 ●事態等の情報、被害情報分析 ●対策活動の基本方針決定 ●市対各局 対策の実施調整 ●関係機関等との連絡体制の確認及び被害情報の報告 ●避難誘導の実施調整 ●各種応援の要請 ●その他国民保護対策に関する必要事項 	開催場所	第二庁舎（危機管理センター）4階対策本部室	<p>項目番号の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>避難実施要領パターンの作成に伴う変更</p> <p>第二庁舎（危機管理センター）整備に伴う変更</p>
構成員	本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員。ただし、事態の種類・規模・態様等によっては、本部長はその数を増員又は減員して組織することができる。														
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ●本部長の指示 ●市対統制局から各局への事態等の情報及び連絡事項の伝達・確認 ●市対各局からの災害対策実施状況や被害情報等の報告 ●事態等の情報、被害情報分析 ●対策活動の基本方針決定 ●市対各局 対策の実施調整 ●関係機関等との連絡体制の確認及び被害情報の報告 ●避難誘導隊の編成(各市対局から職員を選抜) ●各種応援の要請 ●その他国民保護対策に関する必要事項 														
開催場所	442 会議室														
構成員	本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員。ただし、事態の種類・規模・態様等によっては、本部長はその数を増員又は減員して組織することができる。														
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ●本部長の指示 ●市対統制局から各局への事態等の情報及び連絡事項の伝達・確認 ●市対各局からの災害対策実施状況や被害情報等の報告 ●事態等の情報、被害情報分析 ●対策活動の基本方針決定 ●市対各局 対策の実施調整 ●関係機関等との連絡体制の確認及び被害情報の報告 ●避難誘導の実施調整 ●各種応援の要請 ●その他国民保護対策に関する必要事項 														
開催場所	第二庁舎（危機管理センター）4階対策本部室														
3-15	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(4) 市対策本部の組織運営</p> <p>④市対局総括部担当者会議の開催</p> <p>本部会議の補完、また市対各局間の活動連携の強化及び状況認識の統一を図るため、市対局総括部担当者（市対総括部長及び市対総括課長）会議を開催する。なお、開催については、適宜必要に応じて市対統制局が招集する。</p> <p>また、各市対局総括部担当者は、会議の招集の必要があると認める場合には、<u>防災総括室長</u>に要請する。</p>	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(4) 市対策本部の組織運営</p> <p>⑤市対局総括部担当者会議の開催</p> <p>本部会議の補完、また市対各局間の活動連携の強化及び状況認識の統一を図るため、市対局総括部担当者（市対総括部長及び市対総括課長）会議を開催する。なお、開催については、適宜必要に応じて市対統制局が招集する。</p> <p>また、各市対局総括部担当者は、会議の招集の必要があると認める場合には、<u>市対統制局</u>に要請する<u>ことができる</u>。</p>	<p>項目番号の変更</p> <p>組織改編に伴う変更</p> <p>西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更</p>												

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由											
3-15	<p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(4) 市対策本部の組織運営</p> <p>⑤ 避難誘導隊の臨時編成</p> <p>市内で大規模な避難誘導をする必要となった場合には、市対各局毎に総括課に従事する以外の職員から必要人数を選抜し、避難誘導隊を編成する。</p> <p>避難誘導隊に属する職員は、市対統制局の指示に基づき、市民の避難誘導活動を実施する。</p> <p>[資料2-5-4 人命救助隊（避難誘導隊）担当区域]</p> <p style="text-align: center;">【避難誘導隊編成】</p> <p style="text-align: center;">※地域防災計画 人命救助隊に準じる</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">人命救助隊長</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">危機管理監</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">人命救助副隊長</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">消防局長</p> </div> <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">担当区域</th> <th style="width: 70%;">局</th> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">※その局が受け持つ地区防災ブロック</td> <td style="font-size: small;">(担当局長)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1区 (北口・甲東・段上)</td> <td>市対総務局 (総務局長) (担当理事)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2区 (上ヶ原・甲陽園・苦楽園)</td> <td>市対政策局 (政策局長) (担当理事)</td> </tr> <tr> <td>市対市民局 (市民局長)</td> </tr> <tr> <td>市対物資局 (産業文化局長)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3区 (大社・夙川)</td> <td>市対福祉局 (健康福祉局長)</td> </tr> <tr> <td>市対保健医療局 (保健所長)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	担当区域	局	※その局が受け持つ地区防災ブロック	(担当局長)	1区 (北口・甲東・段上)	市対総務局 (総務局長) (担当理事)	2区 (上ヶ原・甲陽園・苦楽園)	市対政策局 (政策局長) (担当理事)	市対市民局 (市民局長)	市対物資局 (産業文化局長)	3区 (大社・夙川)	市対福祉局 (健康福祉局長)	市対保健医療局 (保健所長)
担当区域	局													
※その局が受け持つ地区防災ブロック	(担当局長)													
1区 (北口・甲東・段上)	市対総務局 (総務局長) (担当理事)													
2区 (上ヶ原・甲陽園・苦楽園)	市対政策局 (政策局長) (担当理事)													
	市対市民局 (市民局長)													
	市対物資局 (産業文化局長)													
3区 (大社・夙川)	市対福祉局 (健康福祉局長)													
	市対保健医療局 (保健所長)													

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">4区 (生瀬・名塩・山口)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">市対こども支援局 (こども支援局長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5区 (西宮浜・今津・浜脇)</td> <td style="text-align: center;">市対衛生局 (環境局長)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6区 (高須・鳴尾・小松)</td> <td style="text-align: center;">市対第一技術局 (都市局長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対第二技術局 (土木局長)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">7区 (上甲子園・芦原平木・瓦木)</td> <td style="text-align: center;">市対給水技術局 (上下水道局次長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対避難局 (両教育次長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対議会担当局 (議会事務局長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市対会計局 (会計室長)</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">・各局長及び統括室長は本部にて指揮するものとする。 ・担当区域は原則的なものであり、被災状況によって変更する場合がある。</p>	4区 (生瀬・名塩・山口)	市対こども支援局 (こども支援局長)	5区 (西宮浜・今津・浜脇)	市対衛生局 (環境局長)	6区 (高須・鳴尾・小松)	市対第一技術局 (都市局長)	市対第二技術局 (土木局長)	7区 (上甲子園・芦原平木・瓦木)	市対給水技術局 (上下水道局次長)	市対避難局 (両教育次長)	市対議会担当局 (議会事務局長)	市対会計局 (会計室長)		
4区 (生瀬・名塩・山口)	市対こども支援局 (こども支援局長)														
5区 (西宮浜・今津・浜脇)	市対衛生局 (環境局長)														
6区 (高須・鳴尾・小松)	市対第一技術局 (都市局長)														
	市対第二技術局 (土木局長)														
7区 (上甲子園・芦原平木・瓦木)	市対給水技術局 (上下水道局次長)														
	市対避難局 (両教育次長)														
	市対議会担当局 (議会事務局長)														
	市対会計局 (会計室長)														
<p>⑥ 業務引き継ぎ用日誌の作成 事態等の規模に比例して、市対策本部の設置期間も長くなり担当者のローテーションも必要となる。その際、円滑な業務継続が可能となるよう、市対統制局及び各市対局総括部は業務日誌を作成して、担当者間の業務引き継ぎをすみやかに支障なく行う。</p> <p>⑦ 他の局部への応援配置 本部長は、事態発生時の各局部の業務実態に応じて、他局部へ応援配備するよう各局長に指示することができる。この場合、他局部に配備された応援職員は、配置先の局部長の指示に従うこととする。</p>		<p>⑥ 業務の引き継ぎの実施 事態等の長期化への対応や円滑な業務継続、職員の交代等が可能となるよう、各市対局は庁内に導入されている各種システム、グループウェア等を活用し、部局間及び担当者間の業務の引き継ぎをすみやかに支障なく行う。</p> <p>⑦ 他の部局への応援職員の配備 本部長は、事態発生時の各部局の業務実態に応じて、他部局へ応援職員を配備するよう各局長に指示することができる。この場合、他部局に配備された応援職員は、配置先の部局長の指示に従うこととする。</p>	<p>西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更</p>												

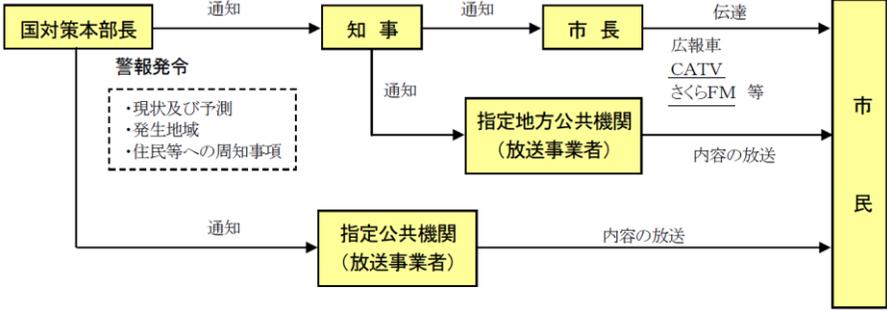
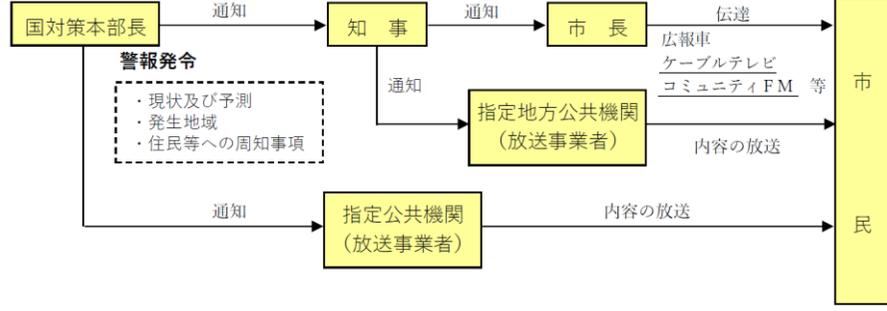
頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由														
3-15	<p>第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 （5）市現地対策本部の設置（法28Ⅷ）</p> <p>市長は、被災現地における保護措置の的確かつ迅速な実施、並びに国・県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、支所に市現地対策本部を設置する。ただし、現地調整所が設置された場合、国・県等との連絡及び調整などは、現地調整所で行う場合がある。</p>	<p>第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 （5）市現地対策本部の設置（法28Ⅷ）</p> <p>市長は、被災現地における保護措置の的確かつ迅速な実施、並びに国・県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、支所等の市有施設、学校に市現地対策本部を設置する。ただし、現地調整所が設置された場合、国・県等との連絡及び調整などは、現地調整所で行う場合がある。</p>	<p>西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更</p>														
3-18 (新規)		<p>第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 （9）市対策本部事務局</p> <p>市長を補佐する参謀機能を有した本部事務局となるよう危機管理室に係する部署を加え、また、機能別に4つの班を置いた体制とする。</p> <p>【事務局の機能区分と組織】</p> <table border="1" data-bbox="1585 853 1892 1117"> <thead> <tr> <th colspan="2">本部事務局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>副事務局長</td> <td>総務局長、政策局長</td> </tr> <tr> <td>総務班長</td> <td>総務総括室長</td> </tr> <tr> <td>広報・広聴班長</td> <td>市長室長</td> </tr> <tr> <td>情報・調整班長</td> <td>危機管理室長 危機管理顧問</td> </tr> <tr> <td>資源班長</td> <td>人事部長（人的） 資産管理部長（物的）</td> </tr> </tbody> </table>	本部事務局		事務局長	危機管理監	副事務局長	総務局長、政策局長	総務班長	総務総括室長	広報・広聴班長	市長室長	情報・調整班長	危機管理室長 危機管理顧問	資源班長	人事部長（人的） 資産管理部長（物的）	<p>西宮市地域防災計画に表現を合わせた変更 第二庁舎（危機管理センター）整備に伴う変更</p>
本部事務局																	
事務局長	危機管理監																
副事務局長	総務局長、政策局長																
総務班長	総務総括室長																
広報・広聴班長	市長室長																
情報・調整班長	危機管理室長 危機管理顧問																
資源班長	人事部長（人的） 資産管理部長（物的）																

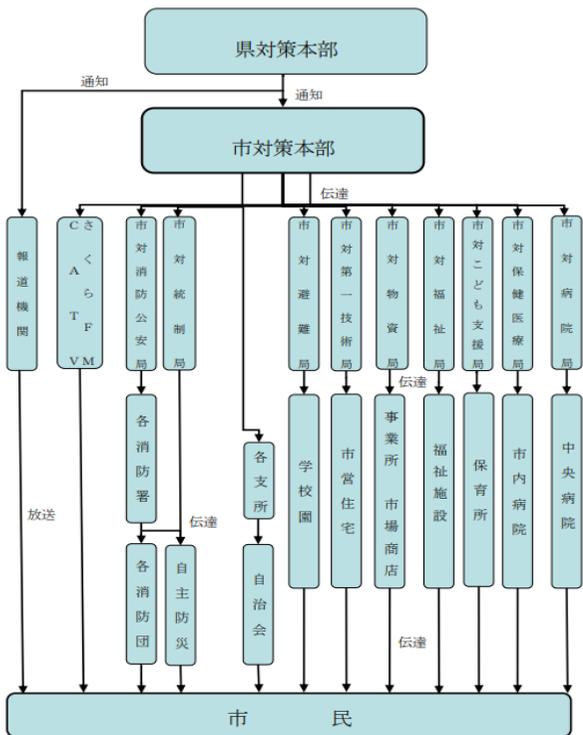
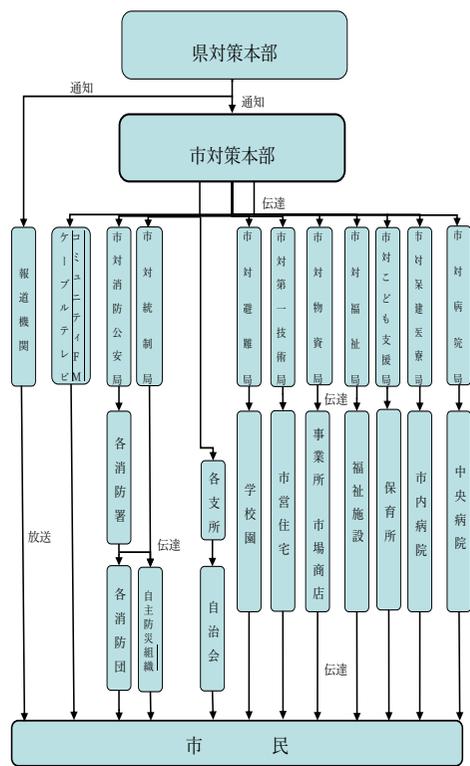
頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
		<p>ア 総務班（市対策本部会議の庶務担当） 担当：総務総括室を主体に、総務局全体で業務にあたる。 機能：市対策本部会議の運用に係る事務を行う。（本部室・オペレーションルームの設営、資料、議事録の作成、共有等）</p> <p>イ 広報・広聴班（広報、メディア対応） 担当：市長室（広報・広聴部）を主体に、政策局全体で業務にあたる。 機能：広報担当／災害対応時の広報※、メディア対応（記者会見含む）の管理業務を行う。 広聴担当／市民等からの電話、メール及び来庁等による通報受付に関する管理業務を行う。</p> <p>ウ 情報・調整班（情報収集、分析、評価、共有の担当） 担当：危機管理室を主体に、総務局全体で業務にあたる。 機能：総括指揮担当／本部長の意思決定を支援する参謀として、特に初動期の実質的な災害対応案（避難指示等）の決定、また、想定外の災害対応の分配協議などオペレーションルーム全体の総括指揮を行う。 情報分析担当／広報・広聴班が受付けた通報、調整班が入手した関係機関からの情報、情報・調整班自らが取得した情報を総合的に分析、評価を行い、2次情報として整理する。 情報伝達担当／2次情報を庁内に共有し、「防災情報システム」に係る情報伝達※1を行う。 調整担当／本部長指示の伝達、関係機関、部局間の渉外、調整（総合調整）、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する業務を行う広報・広聴班（広報、メディア対応）</p> <p>エ 資源班（人的資源、物的資源の調整） 災害対応時の人的資源と物的資源に関する、ロジスティクス業務を行う。 ・避難所や物資搬入業務など人員が不足する業務の人員調整として、市職員、外部からの応援職員の調整、応援職員の宿泊地の確保等に関する業務（人的資源） ・不足する車両や資器材の確保、罹災証明書発行の受付といった災害対応業務に必要な作業スペースや応援職員の執務スペースの確保（物的資源）。情報・調整班（情報収集、分析、評価、共有の担当）</p>	

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
		<p>【災害対策本部の指揮・調整系統と情報の流れ】</p> <p>The diagram illustrates the organizational structure and information flow of the Disaster Countermeasures Headquarters. It is divided into several functional areas:</p> <ul style="list-style-type: none"> 対策本部室 (Countermeasure Department Room): Contains the National Protection Countermeasures Chief (Mayor) and the Countermeasures Department. It includes a pre-adjustment meeting (事前調整会議). 本部事務局 (Main Office Secretariat): Led by the Secretariat Chief (Crisis Management Supervisor), it includes the General Affairs Section (総務班), Resources Section (資源班), Publicity and Listening Section (広報・広聴班), and Information/Adjustment Section (情報・調整班). 各対局 (Local Offices): Offices for each city/town/village. 関係機関 (Related Organizations): National and Prefectural levels. 市民・事業所 (Citizens/Businesses): Reached through various media and communication channels. その他 (Other): Includes self-defense organizations, evacuation sites, and various media. <p>Legend:</p> <ul style="list-style-type: none"> Red arrow: 指揮系統 (Command System) Green arrow: 調整系統 (調整系統 (情報連携も)) (Adjustment System (Information Cooperation also)) Dotted arrow: 情報の流れ (Information Flow) 	

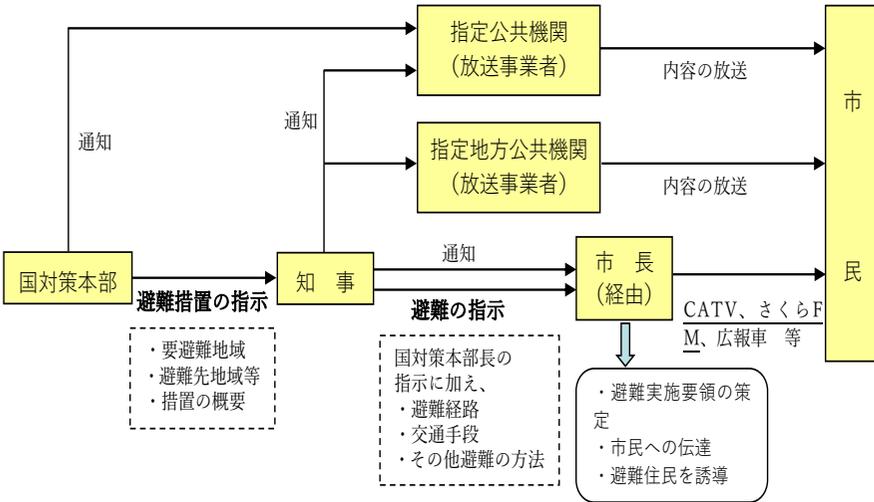
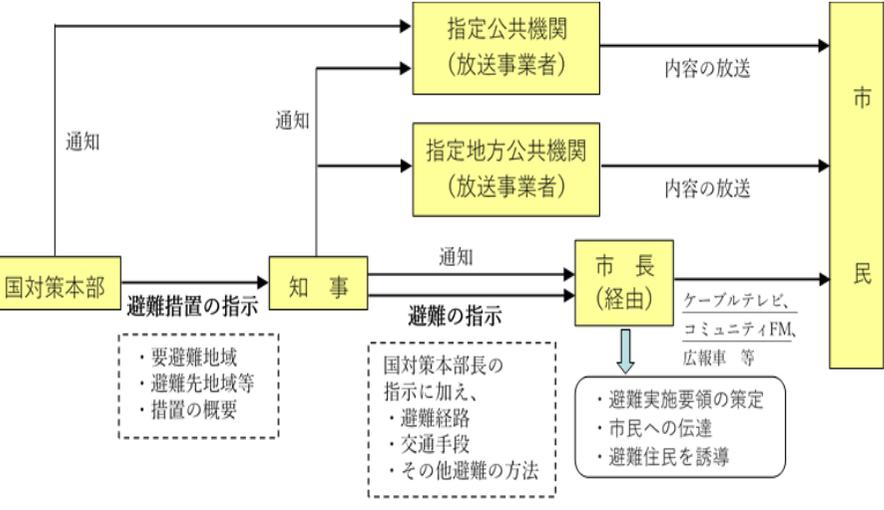
頁	現行（旧）					変更案（新）					変更理由																																												
3-20	第2章 市対策本部の設置等 2 動員の実施 (1) 市の体制及び職員の参集基準 【職員動員体制・参集基準】					第2章 市対策本部の設置等 2 動員の実施 (1) 市の体制及び職員の参集基準 【職員動員体制・参集基準】					組織改編に伴う変更																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事案概況</th> <th>国(政府)認定基準</th> <th>事態の状況 (体制の判断基準)</th> <th>市の体制</th> <th>参集基準 (防災指令)</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事案発覚</td> <td rowspan="2">事態認定前</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められる場合。 ●市内及び近隣市町以外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合。 ●その他、危機管理監が必要であると認める場合。 </td> <td rowspan="2">国民保護連絡会議</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">政策調整会議 構成員/事務局:災害対策課</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事案の発生</td> <td rowspan="3">事態認定後</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●市内及び近隣市町で武力攻撃災害等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合。 ●政府による武力攻撃等の認定が行われたが、本市に市対策本部の指定がないとき。 ●その他、市長が必要であると認める場合。 </td> <td rowspan="2">国民保護警戒本部</td> <td rowspan="2">地域防災計画 防災指令第1号～第3号を適宜判断</td> <td rowspan="2">地域防災計画 防災指令第1号～第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合。 </td> <td rowspan="2">国民保護対策本部</td> <td rowspan="2">防災指令第3号</td> <td rowspan="2">地域防災計画 防災指令第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合。 </td> <td rowspan="2">国民保護対策本部</td> <td rowspan="2">防災指令第3号</td> <td rowspan="2">地域防災計画 防災指令第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員</td> </tr> </tbody> </table>	事案概況	国(政府)認定基準	事態の状況 (体制の判断基準)	市の体制	参集基準 (防災指令)	構成員	事案発覚	事態認定前	<ul style="list-style-type: none"> ●武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められる場合。 ●市内及び近隣市町以外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合。 ●その他、危機管理監が必要であると認める場合。 		国民保護連絡会議	-	政策調整会議 構成員/事務局:災害対策課	<ul style="list-style-type: none"> ●市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき。 	事案の発生	事態認定後	<ul style="list-style-type: none"> ●市内及び近隣市町で武力攻撃災害等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合。 ●政府による武力攻撃等の認定が行われたが、本市に市対策本部の指定がないとき。 ●その他、市長が必要であると認める場合。 	国民保護警戒本部	地域防災計画 防災指令第1号～第3号を適宜判断	地域防災計画 防災指令第1号～第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員	<ul style="list-style-type: none"> ●内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合。 	国民保護対策本部	防災指令第3号	地域防災計画 防災指令第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員	<ul style="list-style-type: none"> ●内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合。 	国民保護対策本部	防災指令第3号	地域防災計画 防災指令第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事案概況</th> <th>国(政府)認定基準</th> <th>事態の状況 (体制の判断基準)</th> <th>市の体制</th> <th>参集基準 (防災指令)</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事案発覚</td> <td rowspan="2">事態認定前</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められる場合。 ●市内及び近隣市町以外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合。 ●その他、危機管理監が必要であると認める場合。 </td> <td rowspan="2">国民保護連絡会議</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">政策調整会議 構成員/事務局:危機管理室</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事案の発生</td> <td rowspan="3">事態認定後</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●市内及び近隣市町で武力攻撃災害等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合。 ●政府による武力攻撃等の認定が行われたが、本市に市対策本部の指定がないとき。 ●その他、市長が必要であると認める場合。 </td> <td rowspan="2">国民保護警戒本部</td> <td rowspan="2">地域防災計画 防災指令第1号～第3号を適宜判断</td> <td rowspan="2">地域防災計画 防災指令第1号～第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合。 </td> <td rowspan="2">国民保護対策本部</td> <td rowspan="2">防災指令第3号</td> <td rowspan="2">地域防災計画 防災指令第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合。 </td> <td rowspan="2">国民保護対策本部</td> <td rowspan="2">防災指令第3号</td> <td rowspan="2">地域防災計画 防災指令第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員</td> </tr> </tbody> </table>	事案概況	国(政府)認定基準	事態の状況 (体制の判断基準)	市の体制	参集基準 (防災指令)	構成員	事案発覚	事態認定前	<ul style="list-style-type: none"> ●武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められる場合。 ●市内及び近隣市町以外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合。 ●その他、危機管理監が必要であると認める場合。 	国民保護連絡会議	-	政策調整会議 構成員/事務局:危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ●市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき。 	事案の発生	事態認定後	<ul style="list-style-type: none"> ●市内及び近隣市町で武力攻撃災害等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合。 ●政府による武力攻撃等の認定が行われたが、本市に市対策本部の指定がないとき。 ●その他、市長が必要であると認める場合。 	国民保護警戒本部	地域防災計画 防災指令第1号～第3号を適宜判断	地域防災計画 防災指令第1号～第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員	<ul style="list-style-type: none"> ●内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合。 	国民保護対策本部	防災指令第3号	地域防災計画 防災指令第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員	<ul style="list-style-type: none"> ●内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合。 	国民保護対策本部
事案概況	国(政府)認定基準	事態の状況 (体制の判断基準)	市の体制	参集基準 (防災指令)	構成員																																																		
事案発覚	事態認定前	<ul style="list-style-type: none"> ●武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められる場合。 ●市内及び近隣市町以外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合。 ●その他、危機管理監が必要であると認める場合。 	国民保護連絡会議	-	政策調整会議 構成員/事務局:災害対策課																																																		
		<ul style="list-style-type: none"> ●市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき。 																																																					
事案の発生	事態認定後	<ul style="list-style-type: none"> ●市内及び近隣市町で武力攻撃災害等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合。 ●政府による武力攻撃等の認定が行われたが、本市に市対策本部の指定がないとき。 ●その他、市長が必要であると認める場合。 	国民保護警戒本部	地域防災計画 防災指令第1号～第3号を適宜判断	地域防災計画 防災指令第1号～第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員																																																		
		<ul style="list-style-type: none"> ●内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合。 				国民保護対策本部	防災指令第3号	地域防災計画 防災指令第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員																																															
		<ul style="list-style-type: none"> ●内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合。 	国民保護対策本部	防災指令第3号	地域防災計画 防災指令第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員																																																		
事案概況	国(政府)認定基準	事態の状況 (体制の判断基準)				市の体制	参集基準 (防災指令)	構成員																																															
事案発覚	事態認定前	<ul style="list-style-type: none"> ●武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められる場合。 ●市内及び近隣市町以外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合。 ●その他、危機管理監が必要であると認める場合。 	国民保護連絡会議	-	政策調整会議 構成員/事務局:危機管理室																																																		
		<ul style="list-style-type: none"> ●市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき。 																																																					
事案の発生	事態認定後	<ul style="list-style-type: none"> ●市内及び近隣市町で武力攻撃災害等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合。 ●政府による武力攻撃等の認定が行われたが、本市に市対策本部の指定がないとき。 ●その他、市長が必要であると認める場合。 	国民保護警戒本部	地域防災計画 防災指令第1号～第3号を適宜判断	地域防災計画 防災指令第1号～第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員																																																		
		<ul style="list-style-type: none"> ●内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合。 				国民保護対策本部	防災指令第3号	地域防災計画 防災指令第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員																																															
		<ul style="list-style-type: none"> ●内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合。 	国民保護対策本部	防災指令第3号	地域防災計画 防災指令第3号に応じた災害動員計画に基づく所定職員																																																		

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-24	<p>第3章 関係機関との連携</p> <p>6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>（2）指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請等</p> <p>② 職員派遣のあっせんの求め</p> <p>市長は、①の職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられなかったり、派遣について適任者がいないときに、知事に対し、①の職員の派遣についてあっせんを求める。</p>	<p>第3章 関係機関との連携</p> <p>6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>（2）指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請等</p> <p>② 職員派遣のあっせんの求め</p> <p>市長は、①の職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられないとき、または派遣について適任者がいないときに、知事に対し、①の職員の派遣についてあっせんを求める。</p>	表現の変更
3-25	<p>第3章 関係機関との連携</p> <p>7 市の行う応援等</p> <p>（2）指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等</p> <p>市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う</p>	<p>第3章 関係機関との連携</p> <p>7 市の行う応援等</p> <p>（2）指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等</p> <p>市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。</p>	表現の変更
3-25	<p>第3章 関係機関との連携</p> <p>8 ボランティア団体等に対する支援等（法4Ⅲ）</p> <p>（3）ボランティア活動への支援と連携</p> <p>② 専門ボランティア</p> <p>ア 災害時要援護者を支援するボランティアの派遣については、西宮市社会福祉協議会と連携して対応する。</p>	<p>第3章 関係機関との連携</p> <p>8 ボランティア団体等に対する支援等（法4Ⅲ）</p> <p>（3）ボランティア活動への支援と連携</p> <p>② 専門ボランティア</p> <p>ア 要配慮者を支援するボランティアの派遣については、西宮市社会福祉協議会と連携して対応する。</p>	西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-27	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1節 警報の伝達等（法47Ⅰ）</p>  <pre> graph TD A[国対策本部長] -- 通知 --> B[知事] B -- 通知 --> C[市長] C -- 伝達 --> D[市 民] A -- 通知 --> E[指定地方公共機関 (放送事業者)] B -- 通知 --> E E -- 内容の放送 --> D A -- 通知 --> F[指定公共機関 (放送事業者)] F -- 内容の放送 --> D </pre> <p>警報発令 ・現状及び予測 ・発生地域 ・住民等への周知事項</p> <p>伝達 広報車 CATV さくらFM 等</p> <p>内容の放送</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1節 警報の伝達等（法47Ⅰ）</p>  <pre> graph TD A[国対策本部長] -- 通知 --> B[知事] B -- 通知 --> C[市長] C -- 伝達 --> D[市 民] A -- 通知 --> E[指定地方公共機関 (放送事業者)] B -- 通知 --> E E -- 内容の放送 --> D A -- 通知 --> F[指定公共機関 (放送事業者)] F -- 内容の放送 --> D </pre> <p>警報発令 ・現状及び予測 ・発生地域 ・住民等への周知事項</p> <p>伝達 広報車 ケーブルテレビ コミュニティFM 等</p> <p>内容の放送</p>	表現の精査
3-27	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1節 警報の伝達等（法47Ⅰ） 1 警報の伝達等 （2）警報の内容の通知</p> <p>② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（http://www.nishi.or.jp/）に警報の内容を掲載する。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1節 警報の伝達等（法47Ⅰ） 1 警報の伝達等 （2）警報の内容の通知</p> <p>② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（https://www.nishi.or.jp/）に警報の内容を掲載する。</p>	時点更新

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-28	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1節 警報の伝達等（法47Ⅰ） 1 警報の伝達等 （2）警報の内容の通知</p> <p>警報・避難指示の流れ</p> 	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1節 警報の伝達等（法47Ⅰ） 1 警報の伝達等 （2）警報の内容の通知</p> <p>【警報・避難指示の流れ】</p> 	<p>表現の精査</p>

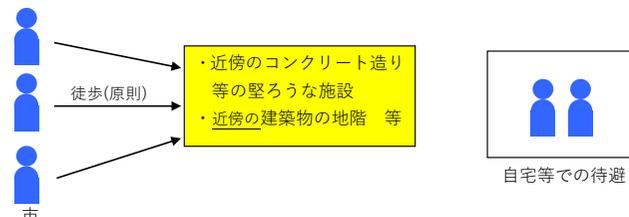
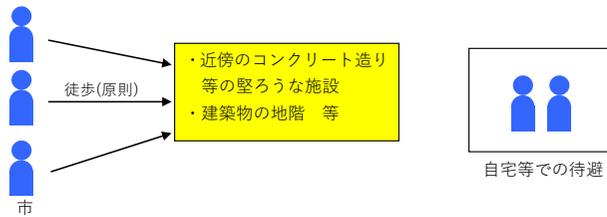
頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-29	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1節 警報の伝達等（法47Ⅰ）</p> <p>2 警報の伝達方法</p> <p>（1）伝達方法</p> <p>警報の伝達方法については、当面の間は、<u>現在市が保有する伝達手段に基づき</u>、原則として以下の要領により行う。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1節 警報の伝達等（法47Ⅰ）</p> <p>2 警報の伝達方法</p> <p>（1）伝達方法</p> <p>警報は、<u>国から緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（Jアラート）</u>等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、<u>全国瞬時警報システム（Jアラート）</u>と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。</p>	<p>国の基本指針の変更及び兵庫県国民保護計画の変更に伴う変更</p>
3-29	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1節 警報の伝達等（法47Ⅰ）</p> <p>2 警報の伝達方法</p> <p>（2）関係機関との連携</p> <p>この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1節 警報の伝達等（法47Ⅰ）</p> <p>2 警報の伝達方法</p> <p>（2）関係機関との連携</p> <p>この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p>	<p>国の基本指針の変更に伴う変更</p>
3-29	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1節 警報の伝達等（法47Ⅰ）</p> <p>2 警報の伝達方法</p> <p>（4）<u>災害時要援護者への伝達</u></p> <p>市は、高齢者、障害のある人、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。</p> <p>また、福祉部は地域安心ネットワークシステムを活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1節 警報の伝達等（法47Ⅰ）</p> <p>2 警報の伝達方法</p> <p>（4）<u>要配慮者への伝達</u></p> <p>市は、高齢者、障害のある人、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。</p> <p>また、福祉部は避難行動要支援者名簿を活用するなど、<u>要配慮者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>国の基本指針の変更に伴う変更</p> <p>地域安心ネットワークの廃止に伴う変更</p>

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-30	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1節 警報の伝達等（法47I） 2 警報の伝達方法 （4）災害時要援護者への伝達</p> <p>④ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、外国語ホームページでの発信や、多言語放送を行うコミュニティFMやFM放送の協力を得て、多言語で警報の内容を発信するほか、必要に応じて、西宮市国際交流協会及びNGO等の関係団体に対して情報を提供するなど、警報の伝達が円滑に行われるよう努める。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1節 警報の伝達等（法47I） 2 警報の伝達方法 （4）要配慮者への伝達</p> <p>④ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、市のホームページで多言語での情報発信を行うとともに、コミュニティFMでの放送、関係機関等が提供するコンテンツを活用し、多言語での情報提供に努める。その際、西宮市国際交流協会及びNGO等の関係団体に対し、必要な情報の提供を行い、警報の伝達が円滑に行われるよう努める。</p>	<p>関係部局での検討による変更</p>
3-31	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 1 避難指示の通知・伝達 （2）迅速な伝達</p> 	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 1 避難指示の通知・伝達 （2）迅速な伝達</p> 	<p>表現の精査</p>

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-33	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2節 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>（2）避難実施要領の内容の伝達等（法61Ⅲ、Ⅳ）</p> <p>また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、自衛隊第36普通科連隊長、兵庫地方協力本部長及び海上保安署長に通知する。さらに、所轄する県地方対策本部長（県民センター長）にも併せて通知する。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2節 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>（2）避難実施要領の内容の伝達等（法61Ⅲ、Ⅳ）</p> <p>また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、自衛隊第36普通科連隊長、兵庫地方協力本部長及び海上保安署長に通知する。さらに、所轄する県地方対策本部長（阪神南県民センター長）にも併せて通知する。</p>	表現の変更
3-34	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2節 避難住民の誘導等</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>（2）消防機関の活動</p> <p>消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等</u>による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>[資料2-7-6 救助器具等一覧(消防局)]</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2節 避難住民の誘導等</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>（2）消防機関の活動</p> <p>消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動要支援者の人員輸送車両等</u>による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>要配慮者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>[資料2-7-1 備蓄資器材等一覧]</p>	西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更 項目名・項目番号の変更
3-35	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2節 避難住民の誘導等</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>（3）避難誘導隊</p> <p>市長は、全市的な避難誘導が必要な場合は、全市的な避難誘導隊を組織して、避難誘導にあたる。</p>	(削除)	避難実施要領パターンの作成に伴う変更
3-35	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2節 避難住民の誘導等</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>（4）避難誘導を行う関係機関との連携</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2節 避難住民の誘導等</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>（3）避難誘導を行う関係機関との連携</p>	項目番号の変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-35	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (5) 自主防災組織等に対する協力の要請	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (4) 自主防災組織等に対する協力の要請	項目番号の変更
3-35	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供	項目番号の変更
3-35	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (7) 高齢者、障害のある人、乳幼児等への配慮 市長は、高齢者、障害のある人などの避難を万全に行うため、地域安心ネットワークシステムを活用し社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健サービス事業者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (6) 高齢者、障害のある人、乳幼児等への配慮 市長は、高齢者、障害のある人などの避難を万全に行うため、避難行動要支援者名簿を活用し社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健サービス事業者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。	項目番号の変更 西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更 地域安心ネットワークの廃止に伴う変更
3-36	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (8) 残留者等への対応	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (7) 残留者等への対応	項目番号の変更
3-36	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (9) 避難所等における安全確保等	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (8) 避難所等における安全確保等	項目番号の変更
3-36	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (10) 動物の保護等に関する配慮	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮	項目番号の変更
3-36	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (11) 自家用車等の使用の制限	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (10) 自家用車等の使用の制限	項目番号の変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-36	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (12) 通行禁止措置の周知	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (11) 通行禁止措置の周知	項目番号の変更
3-36	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (13) 県に対する要請等	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (12) 県に対する要請等	項目番号の変更
3-36	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (14) 避難住民の運送の求め等	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (13) 避難住民の運送の求め等	項目番号の変更
3-37	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (15) 避難住民の復帰のための措置（法69）	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (14) 避難住民の復帰のための措置（法69）	項目番号の変更
3-38	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 4 避難の種類 (1) 屋内への避難 弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、2～4の類型により、他の安全な地域へ避難する。	第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 4 避難の種類 (1) 屋内への避難 弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、2～4の類型により、他の安全な地域へ避難する。	表現の変更



頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-39	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2節 避難住民の誘導等</p> <p>5 避難の類型に応じた留意事項</p> <p>(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民は屋内に避難することが基本である。</p> <p>（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難することとなる。）</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2節 避難住民の誘導等</p> <p>5 避難の類型に応じた留意事項</p> <p>(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民は屋内に避難することが基本である。</p> <p>（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、<u>近傍</u>のコンクリート造等の堅ろうな施設や<u>近傍</u>の建築物の地階等に避難することとなる。）</p>	兵庫県国民保護計画の変更に伴う変更
3-40	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2節 避難住民の誘導等</p> <p>5 避難の類型に応じた留意事項</p> <p>(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>【避難の指示の内容（例）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">避難の指示（一例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階などに避難すること。 ○ 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。 <p>（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。 <p>弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、……</p> </div>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2節 避難住民の誘導等</p> <p>5 避難の類型に応じた留意事項</p> <p>(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>【避難の指示の内容（例）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">避難の指示（一例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や<u>近傍</u>の建築物の地階などに避難すること。 ○ 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。 <p>（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。 <p>弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、……</p> </div>	兵庫県国民保護計画の変更に伴う変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由																
3-42	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 5 避難の類型に応じた留意事項 (6) N B C 攻撃の場合</p> <p>【N B C 攻撃における避難の留意点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>攻撃の種類</th> <th>留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核攻撃等</td> <td> ①核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 ・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 ②放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域 ・放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく直角方向に避難 ③ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難 </td> </tr> <tr> <td>生物剤による攻撃</td> <td> ・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療 </td> </tr> <tr> <td>化学剤による攻撃</td> <td> ・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難 </td> </tr> </tbody> </table>	攻撃の種類	留意点	核攻撃等	①核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 ・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 ②放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域 ・放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく直角方向に避難 ③ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難	生物剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療	化学剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第2節 避難住民の誘導等 5 避難の類型に応じた留意事項 (6) N B C 攻撃の場合</p> <p>【N B C 攻撃における避難の留意点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>攻撃の種類</th> <th>留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核攻撃等</td> <td> ①核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 ・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 ②放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域 ・放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく直角方向に避難 ③ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ、近傍の地下施設等への避難 </td> </tr> <tr> <td>生物剤による攻撃</td> <td> ・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療 </td> </tr> <tr> <td>化学剤による攻撃</td> <td> ・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難 </td> </tr> </tbody> </table>	攻撃の種類	留意点	核攻撃等	①核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 ・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 ②放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域 ・放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく直角方向に避難 ③ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ、近傍の地下施設等への避難	生物剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療	化学剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難	表現の変更
攻撃の種類	留意点																		
核攻撃等	①核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 ・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 ②放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域 ・放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく直角方向に避難 ③ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難																		
生物剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療																		
化学剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難																		
攻撃の種類	留意点																		
核攻撃等	①核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 ・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 ②放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域 ・放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく直角方向に避難 ③ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ、近傍の地下施設等への避難																		
生物剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療																		
化学剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難																		
3-46	<p>第5章 救援 第4節 救援の実施方法（法75） 1 収容施設の供与 (1) 避難所</p> <p>[資料2-6-3 福祉避難所等]</p>	<p>第5章 救援 第4節 救援の実施方法（法75） 1 収容施設の供与 (1) 避難所</p> <p>[資料2-6-1 避難所等]</p>	項目名・項目番号の変更																

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-50	<p>第5章 救援 第4節 救援の実施方法（法75） 3 飲料水の供給 （2）給水方法</p> <p>本市では、自己水源として市内2箇所の浄水場があるほか、阪神水道企業団等からも受水している。また、水道施設が被害を受けた場合に備え、市内に耐震性緊急貯水槽を13箇所、緊急遮断弁を設置した配水池や配水槽を12箇所整備しており、武力攻撃災害時にはいずれかの水道施設から応急給水が可能である。</p> <p>① 緊急時給水拠点における拠点給水・緊急時運搬給水拠点からの運搬給水。 ア 耐震性緊急貯水槽等の拠点で給水する。また、浄水場等から給水タンク車等により小中学校等の応急給水所に運搬し給水する。 イ 応急給水の広報については関係各部の協力を得て広報車等で実施する。</p> <p>② 消火栓に設置した緊急給水栓による給水 応急給水の進捗に合せ緊急給水栓の増設を行う。</p> <p>③ 仮設給水栓による給水 宅地内の給水装置が破損した家屋等では、仮設給水栓等を設置して給水する。 [資料2-6-5 水道施設等一覧]</p>	<p>第5章 救援 第4節 救援の実施方法（法75） 3 飲料水の供給 （2）給水方法</p> <p>本市では、自己水源として浄水場があるほか、阪神水道企業団等からも受水している。また、水道施設が被害を受けた場合に備え、市内に耐震性緊急貯水槽や緊急遮断弁を設置した配水池、配水槽を整備しており、武力攻撃災害時にはいずれかの水道施設から応急給水が可能である。</p> <p>① 緊急時給水拠点における拠点給水・緊急時運搬給水拠点からの運搬給水。 ア 耐震性緊急貯水槽等の拠点で給水する。また、浄水場等から給水タンク車等により小中学校等の応急給水所に運搬し給水する。 イ 応急給水の広報については関係各部の協力を得て広報車等で実施する。</p> <p>② 消火栓に設置した緊急給水栓による給水 応急給水の進捗に合せ緊急給水栓の増設を行う。</p> <p>③ 仮設給水栓による給水 宅地内の給水装置が破損した家屋等では、仮設給水栓等を設置して給水する。 [資料2-6-4 水道施設等一覧]</p>	表現の精査 項目番号の変更
3-51	<p>第5章 救援 第4節 救援の実施方法（法75） 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 （4）物資の搬送</p> <p>[資料2-6-7 公用車両保有状況]</p>	<p>第5章 救援 第4節 救援の実施方法（法75） 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 （4）物資の搬送</p> <p>[資料2-6-6 公用車両保有状況]</p>	項目番号の変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-54	<p>第5章 救援 第4節 救援の実施方法（法75） 5 医療の提供および助産 （5）医薬品等の確保</p> <p>【災害時の医薬品等確保供給体制】</p> <div data-bbox="134 454 985 670"> <p>組織</p> </div> <div data-bbox="134 702 985 957"> </div> <div data-bbox="134 973 985 1133"> <p>1. 救護所の開設 (1)医療ボランティアの調整・確保 2. 救急医薬品等の調達・配送 (1)兵庫県業務課（医務課を経由）への支援要請 (2)救急医薬品等の備蓄 (3)救急医薬品等の確保 (4)救護所、避難所への医薬品等の配送 (5)薬剤師会、卸売業者等への協力要請</p> <p>3. 薬事情報の収集・提供 (1)需要・備蓄・稼働等情報 (2)薬剤師会等との連携</p> </div>		

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-55	<p>第5章 救援 第4節 救援の実施方法（法75） 5 医療の提供および助産 （7）NBC攻撃の際に特に留意すべき事項</p> <p>① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 ア 内閣総理大臣は、必要に応じ、知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、緊急被ばく医療活動を行うよう要請するものとされている。 イ 内閣総理大臣から派遣された、量子科学技術研究開発機構、国立病院機構、国立高度専門医療センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、県対策本部のもとで、トリアージの実施、汚染・被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとされている。</p>	<p>第5章 救援 第4節 救援の実施方法（法75） 5 医療の提供および助産 （7）NBC攻撃の際に特に留意すべき事項</p> <p>① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 ア 内閣総理大臣は、必要に応じ、知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、被ばく医療活動を行うよう要請するものとされている。 イ 内閣総理大臣から派遣された、量子科学技術研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療派遣チームは、県対策本部のもとで、トリアージの実施、汚染・被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとされている。</p>	兵庫県国民保護計画の変更に伴う変更
3-56	<p>第5章 救援 第4節 救援の実施方法（法75） 6 被災者の捜索及び救出 （1）人命救出活動</p> <p>[資料2-7-6 救助器具等一覧（消防局）]</p>	<p>第5章 救援 第4節 救援の実施方法（法75） 6 被災者の捜索及び救出 （1）人命救出活動</p> <p>[資料2-7-4 備蓄資器材等一覧]</p>	項目名・項目番号の変更
3-57	<p>第5章 救援 第4節 救援の実施方法（法75） 7 埋葬及び火葬 （2）遺体安置所の開設</p> <p>遺体の安置所は、西宮市立斎場及び体育館（7館）等公共建築物を中心に選定し、災害の状況に応じて、適宜その施設管理者と協議して開設する。</p> <p>[資料2-6-8 遺体安置所予定施設]</p>	<p>第5章 救援 第4節 救援の実施方法（法75） 7 埋葬及び火葬 （2）遺体安置所の開設</p> <p>遺体の安置所は、西宮市立斎場及び体育館等公共建築物を中心に選定し、災害の状況に応じて、適宜その施設管理者と協議して開設する。</p> <p>[資料2-6-7 遺体安置所予定施設]</p>	表現の精査 項目番号の変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-59	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集（法94）</p> <p>（1）安否情報の収集</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票等</u>、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集（法94）</p> <p>（1）安否情報の収集</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	兵庫県国民保護計画の変更に伴う変更
3-60	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>2 県に対する報告（法94）</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、<u>安否情報システム等</u>により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>2 県に対する報告（法94）</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、</u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、<u>メール</u>で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	国の基本指針の変更及び兵庫県国民保護計画の変更に伴う変更
3-60	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答（法95 I）</p> <p>（1）安否情報の照会の受付</p> <p>② 安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合等は、口頭や電話、<u>電子メール</u>などでの照会も受け付ける。</p> <p>③ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、マイナンバーカードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。</p> <p>ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、<u>電子メール</u>等の方法で照会があった場合においては、原則として照会者の住所・氏名・生年月日および性別を、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。</p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答（法95 I）</p> <p>（1）安否情報の照会の受付</p> <p>② 安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合等は、口頭や電話、<u>メール</u>などでの照会も受け付ける。</p> <p>③ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、マイナンバーカードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。</p> <p>ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、<u>メール</u>等の方法で照会があった場合においては、原則として照会者の住所・氏名・生年月日および性別を、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。</p>	表現の変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-63	<p>第7章 武力攻撃への対処</p> <p>第2節 応急措置等</p> <p>1 退避の指示（法112）</p> <p>（2）退避の指示の実施手続き</p> <p>② 国民保護連絡会議が設置されているとき →議長（国民保護担当副市長）からの要請に基づき、市長が実施する。</p>	<p>第7章 武力攻撃への対処</p> <p>第2節 応急措置等</p> <p>1 退避の指示（法112）</p> <p>（2）退避の指示の実施手続き</p> <p>② 国民保護連絡会議が設置されているとき →議長（危機管理監）からの要請に基づき、市長が実施する。</p>	表現の訂正
3-70	<p>第7章 武力攻撃への対処</p> <p>第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処</p> <p>市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、「地域防災計画3編8章原子力等事故災害に対する応急活動」等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p>	<p>第7章 武力攻撃への対処</p> <p>第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処</p> <p>市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、「地域防災計画（原子力等防災計画）」等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p>	西宮市地域防災計画の大規模改定に伴う変更
3-70	<p>第7章 武力攻撃への対処</p> <p>第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処</p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処（法105）</p> <p>（1）「地域防災計画3編8章原子力等事故災害に対する応急活動」等に準じた措置の実施</p> <p>市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画「地域防災計画3編8章原子力等事故災害に対する応急活動」等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p>	<p>第7章 武力攻撃への対処</p> <p>第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処</p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処（法105）</p> <p>（1）「地域防災計画（原子力等防災計画）」等に準じた措置の実施</p> <p>市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画「地域防災計画（原子力等防災計画）」等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p>	西宮市地域防災計画の大規模改定に伴う変更
3-71	（新規）	<p>第7章 武力攻撃への対処</p> <p>第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処</p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処（法105）</p> <p>（7）避難退域時検査及び簡易除染の実施</p> <p>市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p>	国の基本指針の変更及び兵庫県国民保護計画の変更に伴う変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-71 (新規)		第7章 武力攻撃への対処 第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処 1 武力攻撃原子力災害への対処（法105） （8）飲食物の接種制限 市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力等防災計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。	国の基本指針の変更及び兵庫県国民保護計画の変更に伴う変更
3-71	（7）職員の安全の確保	第7章 武力攻撃への対処 第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処 1 武力攻撃原子力災害への対処（法105） （9）職員の安全の確保	項目番号の変更
3-75	第8章 被災情報の収集・報告及び公表等 2 被災情報の収集（法126） （1）通信手段 市は、J-ALERT、Em-Net、電話、ファックス、インターネットその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。	第8章 被災情報の収集・報告及び公表等 2 被災情報の収集（法126） （1）通信手段 市は、Jアラート、Em-Net、電話、ファックス、インターネットその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。	兵庫県国民保護計画及び西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更
3-75	第8章 被災情報の収集・報告及び公表等 2 被災情報の収集（法126） （4）情報収集方法 ① 人的被害 市は、県警察や関係機関と互いに連絡をとり、人的被害の把握に遺漏がないよう対処する。また、地図情報のデータベース化を図り、被災状況図を作成する。	第8章 被災情報の収集・報告及び公表等 2 被災情報の収集（法126） （4）情報収集方法 ① 人的被害 市は、県警察や関係機関と互いに連絡をとり、人的被害の把握に遺漏がないよう対処する。また、地図情報のデータベース化を図り、被災状況図を作成する。	表現の訂正
3-75	第8章 被災情報の収集・報告及び公表等 2 被災情報の収集（法126） （4）情報収集方法 ② 建物被害 市民や関係機関からの情報に加え、できるだけ早く外観目視による全棟調査を実施し、データベース化を図るとともに被害状況図を作成する。	第8章 被災情報の収集・報告及び公表等 2 被災情報の収集（法126） （4）情報収集方法 ② 建物被害 市民や関係機関からの情報に加え、できるだけ早く外観目視による全棟調査を実施し、データベース化を図るとともに被害状況図を作成する。	表現の訂正

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-76	<p>第8章 被災情報の収集・報告及び公表等</p> <p>3 被災情報の報告（法127）</p> <p>（2）被災情報の伝達手段</p> <p>② 有線が途絶した場合は、衛星通信、西日本電信電話(株)災害対策用無線等の無線通信施設等を利用することとする。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。</p>	<p>第8章 被災情報の収集・報告及び公表等</p> <p>3 被災情報の報告（法127）</p> <p>（2）被災情報の伝達手段</p> <p>② 有線が途絶した場合は、衛星通信、西日本電信電話株式会社災害対策用無線等の無線通信施設等を利用することとする。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。</p>	表現の変更
3-76	<p>第8章 被災情報の収集・報告及び公表等</p> <p>3 被災情報の報告（法127）</p> <p>（3）報告内容</p> <p>① 緊急報告</p> <p>ア 武力攻撃災害等を覚知した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、<u>原則として、30分以内に可能な限り早く、分かる範囲で電子メール、FAX等により報告することとする。</u></p>	<p>第8章 被災情報の収集・報告及び公表等</p> <p>3 被災情報の報告（法127）</p> <p>（3）報告内容</p> <p>① 緊急報告</p> <p>ア 武力攻撃災害等を覚知した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、<u>迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でメール、FAX等により報告することとする。</u></p>	兵庫県国民保護計画の変更に伴う変更 表現の変更
3-78	<p>第8章 被災情報の収集・報告及び公表等</p> <p>4 被災情報の公表</p> <p>（4）広報の手段</p> <p>② マスメディア</p> <p>県を通じ「災害時における放送要請に関する協定」により、NHK神戸放送局等に対し、障害のある人や外国人等の災害時要援護者にも配慮した放送要請を行う。また、ケーブルテレビ会社へ放送要請するとともに、コミュニティFM局との協定に基づく緊急割り込み放送を行う。</p> <p>[資料2-4-2 災害情報等に関する放送の実施に関する協定書] [資料2-4-3 災害時における放送要請に関する協定（参考）]</p> <p>③ その他広報手段</p> <p>市ホームページや携帯サイト、SNS等による緊急情報提供を行うとともに、広報紙をできるだけ早期に発行し、各避難所、支所、給水所、防災拠点等に配布する。</p>	<p>第8章 被災情報の収集・報告及び公表等</p> <p>4 被災情報の公表</p> <p>（4）広報の手段</p> <p>② マスメディア</p> <p>県を通じ「災害時における放送要請に関する協定」により、NHK神戸放送局等に対し、障害のある人や外国人等の要配慮者にも配慮した放送要請を行う。また、ケーブルテレビ会社へ放送要請するとともに、コミュニティFM局との協定に基づく緊急割り込み放送を行う。</p> <p>[資料2-4-2 災害情報等に関する放送の実施に関する協定書] [資料2-4-3 災害時における放送要請に関する協定（参考）]</p> <p>③ その他広報手段</p> <p>市ホームページや市防災ポータルサイト、SNS等による緊急情報提供を行うとともに、広報紙をできるだけ早期に発行し、各避難所、支所、給水所、防災拠点等に配布する。</p>	西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更 事業進捗による変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-78	<p>第8章 被災情報の収集・報告及び公表等</p> <p>4 被災情報の公表</p> <p>(5) 災害時要援護者への広報</p> <p>災害時要援護者への広報は、文字放送や手話放送、ファックス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て、点字や外国語による広報紙の発行等、<u>災害時要援護者</u>の状況にあわせた広報媒体を作成し情報提供する。</p>	<p>第8章 被災情報の収集・報告及び公表等</p> <p>4 被災情報の公表</p> <p>(5) <u>要配慮者</u>への広報</p> <p>要配慮者への広報は、文字放送や手話放送、ファックス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て、点字や外国語による広報紙の発行等、<u>要配慮者</u>の状況にあわせた広報媒体を作成し情報提供する。</p>	西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更
3-79	<p>第8章 被災情報の収集・報告及び公表等</p> <p>4 被災情報の公表</p> <p>(6) 職員への情報伝達</p> <p>各職員が全体の動きを理解して担当業務を行えるよう、総括担当者を通じ全職員に対策本部の決定事項や、本部事務局で収集した災害情報、被災情報、支援情報を伝達する。</p>	<p>第8章 被災情報の収集・報告及び公表等</p> <p>4 被災情報の公表</p> <p>(6) 職員への情報伝達</p> <p>各職員が全体の動きを理解して担当業務を行えるよう、総括担当者を通じ全職員に対策本部の決定事項や、本部事務局で収集した災害情報、被災情報、支援情報を伝達する。</p>	表現の訂正
3-79	<p>第8章 被災情報の収集・報告及び公表等</p> <p>5 市民への各種相談窓口の設置</p> <p>(1) 各種相談窓口の設置</p> <p>⑤ <u>災害時要援護者</u>（障害のある人、外国人等）</p>	<p>第8章 被災情報の収集・報告及び公表等</p> <p>5 市民への各種相談窓口の設置</p> <p>(1) 各種相談窓口の設置</p> <p>⑤ <u>要配慮者対応</u>（障害のある人、外国人等）</p>	西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更 関係部局での検討による変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-80	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(3) 食品衛生確保対策</p> <p>① 市は、食品衛生監視員を<u>食品の流通集積拠点</u>に派遣し、衛生状態の<u>監視、指導</u>を行う。</p> <p>② 市は、食品衛生監視員を避難所に派遣し、<u>食品の取扱状況や容器の消毒等</u>について<u>調査、指導</u>を行う。</p> <p>③ 市は、食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。</p> <p>④ 市は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。</p> <p>⑤ 市は、食中毒等の被害の拡大が懸念される場合は、速やかに厚生労働省に連絡するとともに、状況により、他府県や厚生労働省に支援を要請する。</p> <p>⑥ 市は、梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(3) 食品衛生確保対策</p> <p>① 市は、食品衛生監視員を<u>救援食糧の一時集積所</u>に派遣し、衛生状態の指導を行う。</p> <p>② 市は、食品衛生監視員を避難所に派遣し、<u>食糧の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理</u>について指導を行う。<u>また、食糧供給事業者に対しても、食中毒予防の徹底を要請する。</u></p> <p>③ 市は、食品関係施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。</p> <p>④ 市は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による疫学調査や食品、便等の検査を実施し、原因究明及び被害の拡大防止を行う。</p> <p>⑤ 市は、食中毒等の被害の拡大が懸念される場合は、速やかに厚生労働省に連絡するとともに、状況により、他府県や厚生労働省に支援を要請する。</p> <p>⑥ 市は、避難所を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。</p>	関係部局での検討による変更
3-81	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(5) 栄養指導対策</p> <p>① 市は、県と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。 また、給食施設等を巡回し、状況を把握するとともに、巡回指導等を実施する。</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(5) 栄養指導対策</p> <p>① 市は、県や<u>県栄養士会</u>と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。 また、給食施設等の巡回栄養管理指導等を実施する。</p>	兵庫県国民保護計画の変更に伴う変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-81	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>（6）ごみの収集・処理</p> <p>① ごみ処理計画</p> <p>ア 一般廃棄物の収集及び処分の基準</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）に定めるところにより、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し処分する。</p> <p>イ 広域応援の受入れ</p> <p>ごみの収集及び処分について、必要に応じ動員部を通じ広域応援を要請する。その場合、効率的な業務を実施するため、受け入れ担当窓口を設置する。</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>（6）ごみの収集・処理</p> <p>① ごみ処理計画</p> <p>ア 一般廃棄物の収集及び処分の基準</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）に定めるところにより、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し処分する。</p> <p>イ 広域応援の受入れ</p> <p>ごみの収集及び処分について、必要に応じ動員・ボランティア部を通じ広域応援を要請する。その場合、効率的な業務を実施するため、受け入れ担当窓口を設置する。</p>	表現の訂正
3-82	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>（7）し尿の収集・処理</p> <p>[資料2-4-1 災害時応援協定一覧]</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>（7）し尿の収集・処理</p> <p>[資料2-4-1 災害時応援協定一覧（民間機関等）]</p>	項目名の変更
3-83	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>（2）廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、「西宮市災害廃棄物処理計画」の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>（2）廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、「西宮市災害廃棄物処理計画」の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	時点更新
3-83	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>（4）不法投棄の監視</p> <p>[資料2-2-6 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援協力に関する協定]</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>（4）不法投棄の監視</p> <p>[資料2-2-7 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援協力に関する協定]</p>	項目名・項目番号の変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
3-87	<p>第10章 市民生活の安定に関する措置</p> <p>3 避難住民等の生活安定等</p> <p>（1）災害時要援護者への対応</p> <p>民生委員・児童委員、西宮市社会福祉協議会、地域住民、ボランティア、自主防災組織等の協力を得て、速やかに安否確認及び被災状況の把握と支援業務を実施する。また必要に応じ、県及び近隣市町等に職員の応援派遣を要請する。</p> <p>① 独居高齢者、障害のある人、難病患者などの災害時要援護者の迅速な把握に努め、必要に応じ社会福祉施設への緊急入所等の措置を講じる。</p> <p>② 災害時要援護者に対し、生活必需品の支給や利用可能な施設及び福祉・医療サービスに関する情報等の提供をする。</p>	<p>第10章 市民生活の安定に関する措置</p> <p>3 避難住民等の生活安定等</p> <p>（1）要配慮者への対応</p> <p>民生委員・児童委員、西宮市社会福祉協議会、地域住民、ボランティア、自主防災組織等の協力を得て、速やかに安否確認及び被災状況の把握と支援業務を実施する。また必要に応じ、県及び近隣市町等に職員の応援派遣を要請する。</p> <p>① 独居高齢者、障害のある人、難病患者などの要配慮者の迅速な把握に努め、必要に応じ社会福祉施設への緊急入所等の措置を講じる。</p> <p>② 要配慮者に対し、生活必需品の支給や利用可能な施設及び福祉・医療サービスに関する情報等の提供をする。</p>	西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更
3-88	<p>第10章 市民生活の安定に関する措置</p> <p>3 避難住民等の生活安定等</p> <p>（3）高齢者、障害のある人などへの対応</p> <p>① 福祉全般の相談窓口の開設 高齢者や障害のある人などに対しては、周辺住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、早期に相談窓口を開設する。</p> <p>② 福祉施設等の早期復旧と平常業務の再開 福祉施設は災害時要援護者にとって不可欠な施設であるため、これらの施設は被災後の早期復旧と平常業務の早期再開に努める。 なお、災害時要援護者のうち重度者に対しては、避難所としての利用も図る。</p> <p>③ 情報提供 災害時要援護者に対する迅速正確な情報の提供を実施するため、関係団体やボランティア等の協力を得て、広報連絡体制の整備を図る。</p>	<p>第10章 市民生活の安定に関する措置</p> <p>3 避難住民等の生活安定等</p> <p>（3）高齢者、障害のある人などへの対応</p> <p>① 福祉全般の相談窓口の開設 高齢者や障害のある人などに対しては、周辺住民を中心としたきめ細かな支援体制を確立し、早期に相談窓口を開設する。</p> <p>② 福祉施設等の早期復旧と平常業務の再開 福祉施設は要配慮者にとって不可欠な施設であるため、これらの施設は被災後の早期復旧と平常業務の早期再開に努める。 なお、要配慮者のうち重度者に対しては、避難所としての利用も図る。</p> <p>③ 情報提供 要配慮者に対する迅速正確な情報の提供を実施するため、関係団体やボランティア等の協力を得て、広報連絡体制の整備を図る。</p>	表現の精査 西宮市地域防災計画の表現に合わせた変更
3-88	<p>第10章 市民生活の安定に関する措置</p> <p>3 避難住民等の生活安定等</p> <p>（4）外国人への対応</p> <p>① 日本語の理解が十分でない外国人のため、英語や多数ヶ国語による防災手引きや案内を活用した支援を行う。</p>	<p>第10章 市民生活の安定に関する措置</p> <p>3 避難住民等の生活安定等</p> <p>（4）外国人への対応</p> <p>① 日本語の理解が十分でない外国人のため、英語やその他複数言語による防災手引きや案内を活用した支援を行う。</p>	関係部局での検討による変更

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
	修正箇所なし		

頁	現行（旧）	変更案（新）	変更理由
5-1	1 緊急対処事態（法182） 市保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。	1 緊急対処事態（法182） 市保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章第2項に掲げるとおりである。	表現の変更